

北区地域保健福祉計画

(平成19年度～平成28年度)

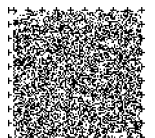
「健やかに安心してくらせるまちづくり」

～ はぐくもう！地域の福祉力～



平成19年3月

 北 区



は じ め に

近年、少子高齢化が一層進むとともに世帯規模の縮小化も進行し、高齢者の単身世帯が増加しています。区民のライフスタイルの多様化やプライバシーへの配慮などから、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域において支えあう機能が弱まりつつあります。

一方、NPOやボランティア活動への関心が高まり、地域での支えあい活動や会食事業を行うグループが増え、その活動の担い手として、豊富な知識と経験をもった団塊の世代の方々や子育てを終えた主婦、学生等の地域での活躍が期待されています。

子どもから高齢者まで、区民のだれもが地域において安心して充実した生活を送るためには、地域において支えあい、助けあう力（＝地域の福祉力）を高めていく取り組みが一層大切になってきます。

「地域の福祉力」を高めるためには、行政だけではなく、幅広い区民や関係団体、保健福祉事業を営む事業者等地域に関わる様々な担い手が手を携えて、複雑・多様化する課題を地域で解決する取り組みを進めていく必要があります。

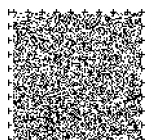
このような観点から、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、新しい「北区地域保健福祉計画」を策定しました。

区民や事業者の皆様におかれましても、この計画の趣旨をご理解いただき、地域保健福祉の推進に積極的に取り組まれることを期待します。

最後になりましたが、お忙しい中、慎重かつ熱心にご審議を尽くしていただきました北区地域保健福祉計画策定検討委員会の委員の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました区民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成19年3月

東京都北区長 花 川 與 惣 太



【 目 次 】

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと性格.....	1
◇ 計画関係図.....	3
3 計画期間.....	4
4 策定体制.....	5

第2章 地域保健福祉をとりまく現状と課題

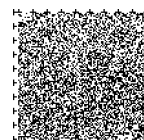
1 北区の現状.....	6
2 地域保健福祉の推進にあたっての課題.....	15

第3章 基本理念・目標及び取り組みの方向

1 基本理念.....	16
2 目標.....	16
3 取り組みにあたっての視点.....	17
4 取り組みの方向.....	17

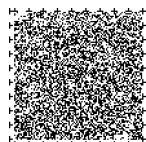
第4章 施策の展開

(1) 区民の主体的参加による健康づくりの推進.....	20
(2) 地域内での情報の提供と共有化.....	22
(3) 地域福祉に関連する人材の発掘・育成.....	24
(4) 地域における交流・支えあい活動の推進.....	26
(5) 地域内での連携・ネットワークの構築.....	28
(6) 地域活動が生み出されるきっかけづくり.....	30
(7) サービスの充実と総合化.....	32
(8) サービスの利用を支援する仕組みづくり.....	34
(9) 地域で安心して暮らせる環境の整備.....	36



第5章 計画推進のために

1 地域保健福祉の担い手の役割.....	39
2 計画の進行管理.....	41
資料編	43



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、区民のライフスタイルの多様化やプライバシーへの配慮などから、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域において支えあう機能が弱まりつつあります。一方、少子高齢化が急速に進み、区民の価値観が複雑化・多様化する中で、保健福祉に関するニーズも多様化してきています。

そのような中で、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、区民のだれもが地域において安心して充実した生活を送るためには、地域において支えあい、助けあう力（＝地域の福祉力）を高めていく取り組みが一層大切になっています。

「地域の福祉力」を高めるためには、地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのこと、区民をはじめとして、町内会、ボランティア団体、NPO※、保健福祉事業を営む事業者等地域に関わる様々な担い手が手を携えて、地域で課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。特に、地域の生活課題について、区民自らが積極的に関わり、地域の一員としてのつながりを大切にしながら、ともに生き支えあうことが重要となります。

このような観点から、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、新しい「北区地域保健福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

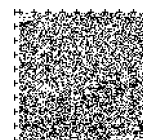
社会福祉の構造改革の大きな流れの中で、平成12年に社会福祉事業法が一部改正され、名称も社会福祉法に変わりました。

社会福祉法第4条では、これからの社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」を掲げています。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※NPOとは非営利組織（non profit organization）のことです。



また、同法第107条は地域福祉推進のために、市町村において地域福祉計画を策定する場合について以下のように定めています。

(市町村地域福祉計画)

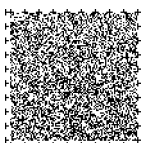
第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

北区地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、北区基本構想及び北区基本計画の考え方に即したものです。今回の改定では地域福祉の推進を柱とする社会福祉法の主旨を踏まえ、平成12年に策定した「北区地域保健福祉計画」を見直しました。

この計画は、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「ヘルシータウン21」等の個別の保健福祉部門計画に共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぐとともに、各計画に基づく施策が地域においてより効果的に展開されるよう、取り組みの方向を理念的に示したものです。従って、施策の目標量等の表示についてはこれらの個別計画に譲り、各個別計画等において現在取り組まれている又はこれから取り組んでいく施策等を地域福祉推進の観点から分類し、紹介する内容になっています。

さらに、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置づけられている北区社会福祉協議会の策定した「地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

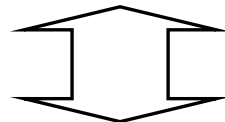
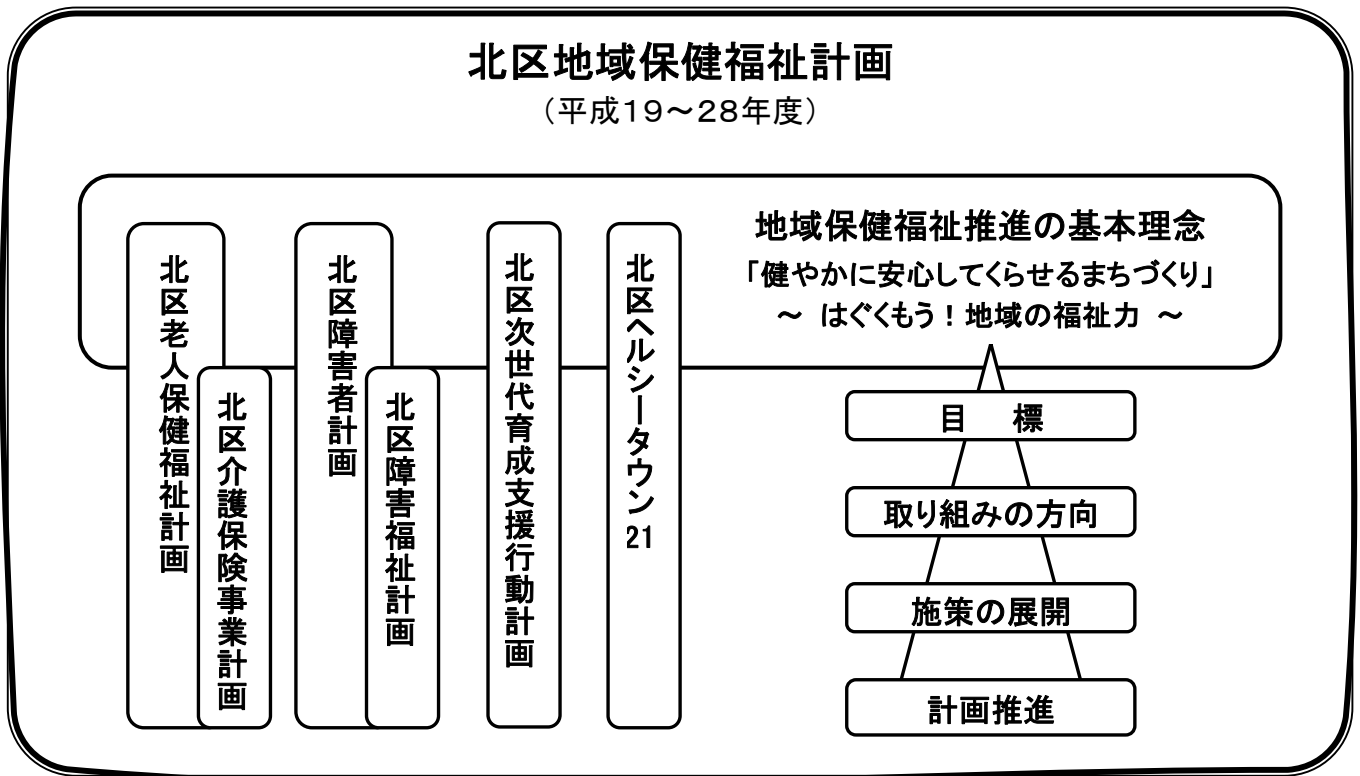
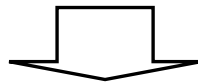


【 計 画 関 係 図 】

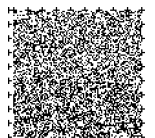
北 区 基 本 構 想
(21世紀の北区の将来像)
平成11年6月策定



北 区 基 本 計 画 2005
(平成17年度からの10か年計画)
平成17年3月策定



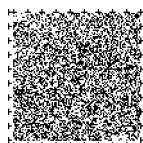
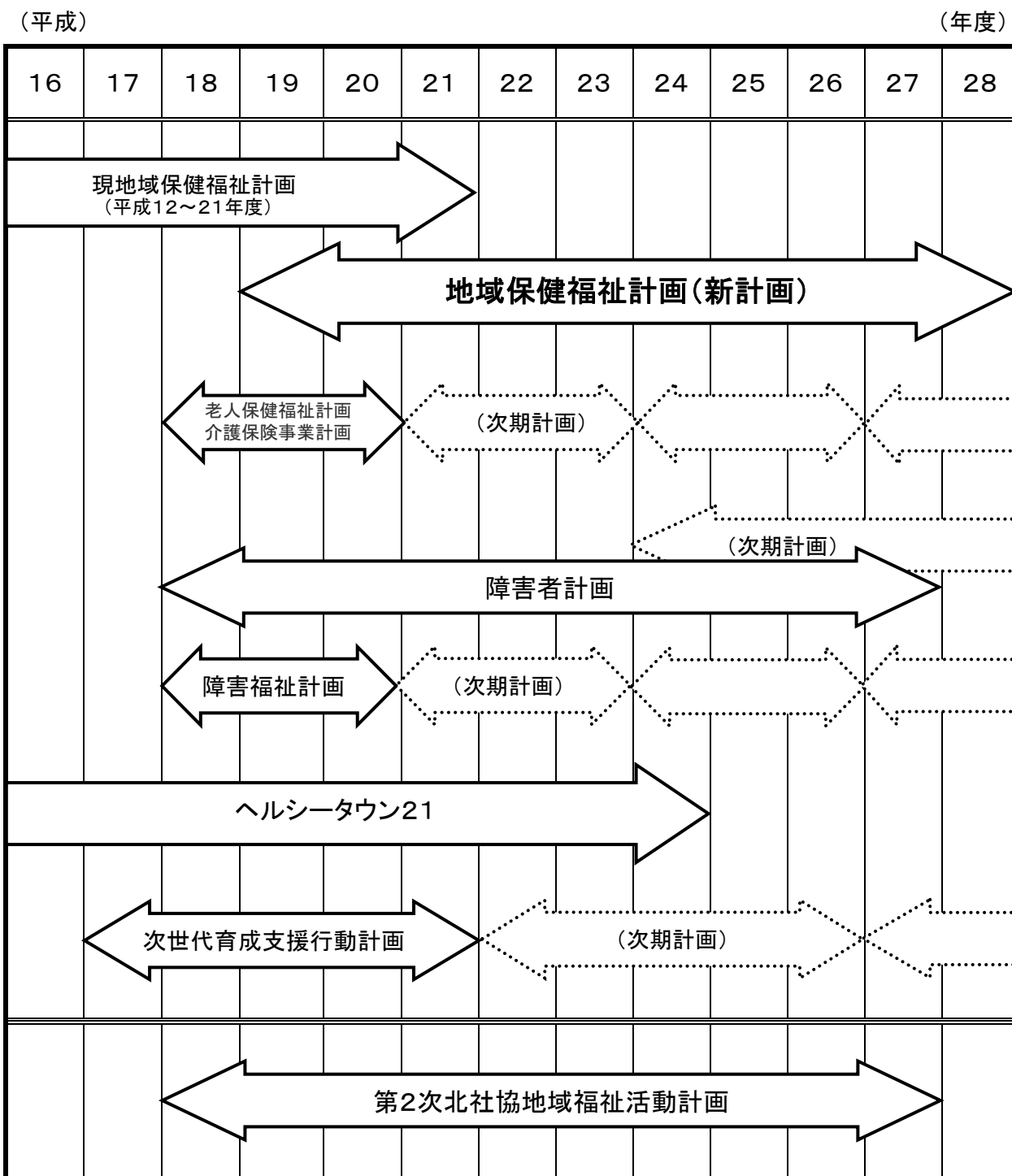
地 域 福 祉 活 動 計 画
北区社会福祉協議会



3 計画期間

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じ、各個別計画における取り組みの成果を検証するとともに、新たな課題に対応するため、必要に応じて見直しを検討するものとします。

【各計画の期間】



4 策定体制

(1) 北区地域保健福祉計画策定検討委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係団体、区民公募委員など16名による「北区地域保健福祉計画策定検討委員会」を平成18年2月に設置し、6回にわたって審議を行いました。

(2) 行政内部の体制

委員会の円滑な運営を図るため、関係課長職により構成される幹事会を設置して、他の個別計画と連携しながら検討を進めました。

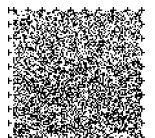
(3) 地域保健福祉について考えるシンポジウムの開催

平成18年12月19日に、北とぴあ・つつじホールにおいて地域の保健福祉に関するシンポジウムを開催しました。

(4) パブリックコメント※(区民意見公募手続)

中間のまとめを本区のホームページ、区政資料室、区立図書館、健康福祉課で公開し、広く区民の意見をいただきました。

※パブリックコメントとは、計画案等を広く示して公衆の意見を求めることです。



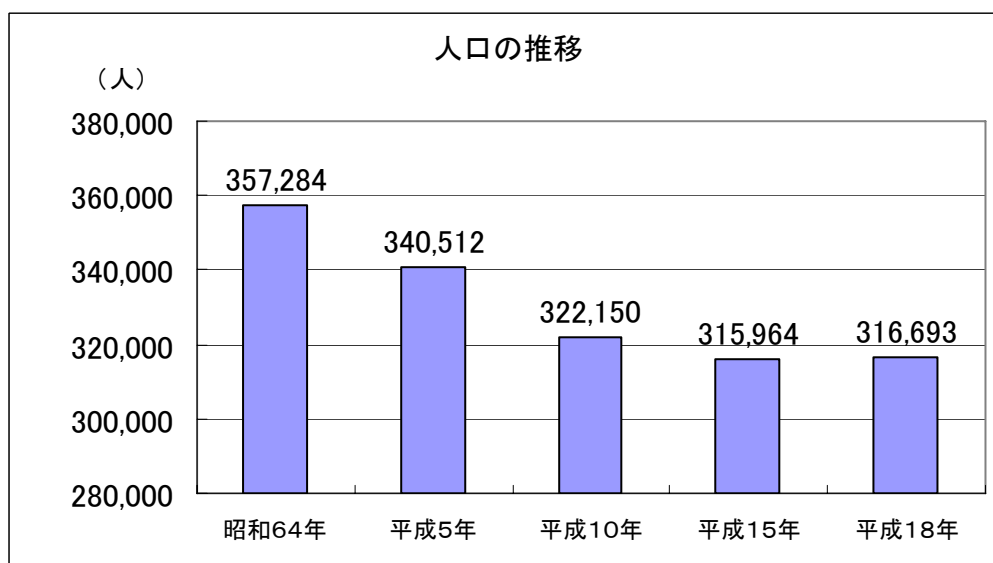
第2章 地域保健福祉をとりまく現状と課題

1 北区の現状

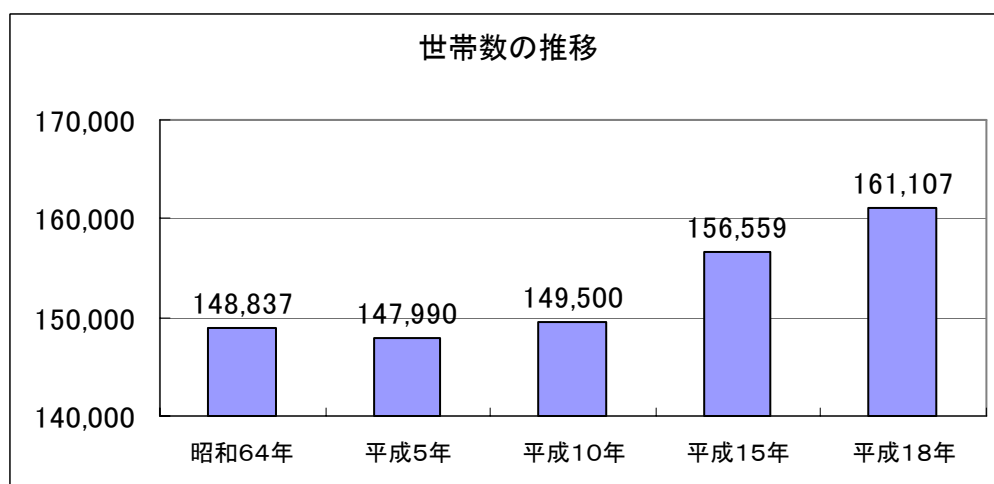
(1)人口及び世帯数の推移

北区の人口は減少を続けてきましたが、近年は大きな減少はみられず、31万人台でほぼ横ばいの推移となっています。

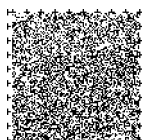
人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向が続き、世帯規模の縮小に伴い、高齢者の単身世帯が増加しています。

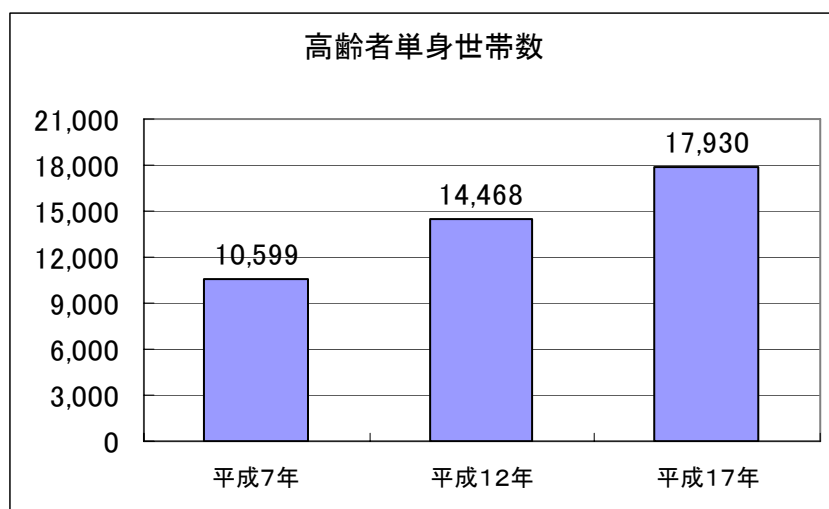


[資料]住民基本台帳



[資料]住民基本台帳

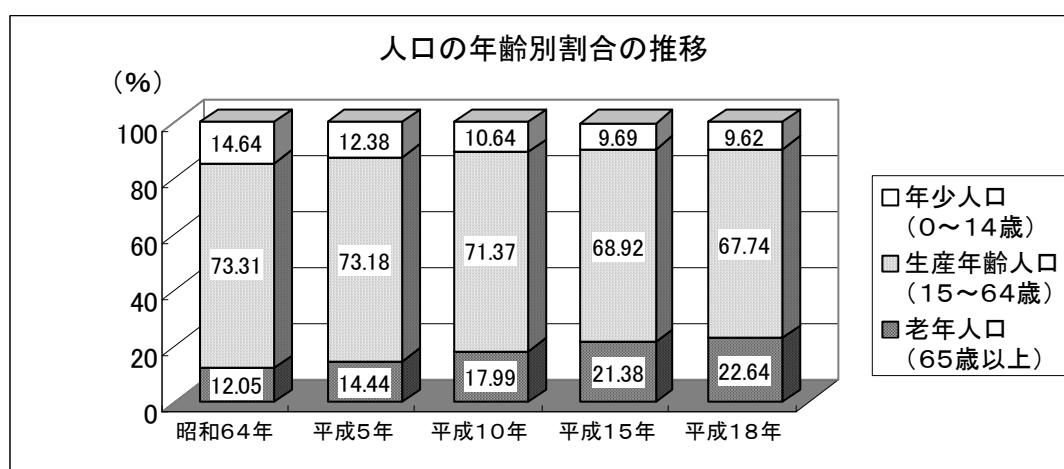




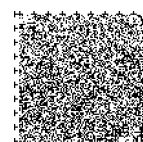
[資料]国勢調査

(2) 少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化が進行していますが、本区においても老年人口(65歳以上)の増加と年少人口(15歳未満)の減少による少子高齢化が確実に進んでいます。生産年齢人口(15～64歳)についても減少が続いています。



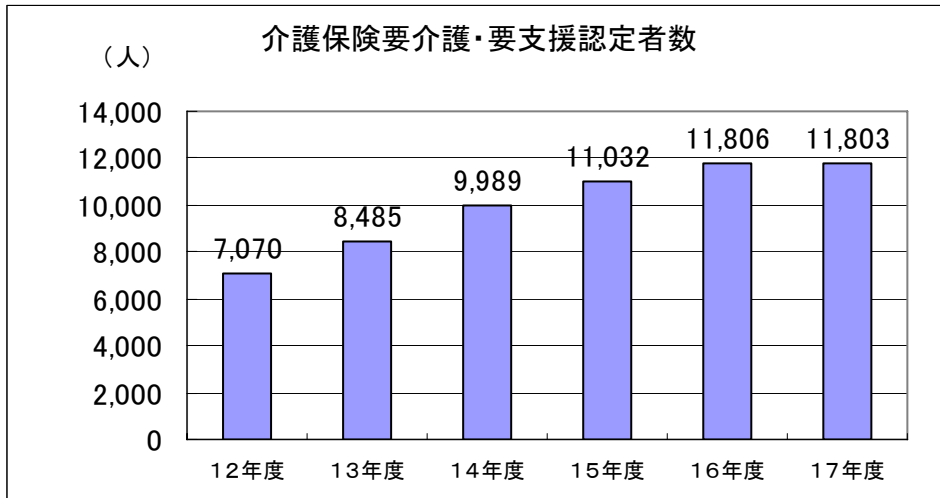
[資料]住民基本台帳



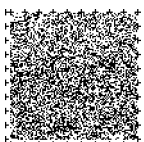
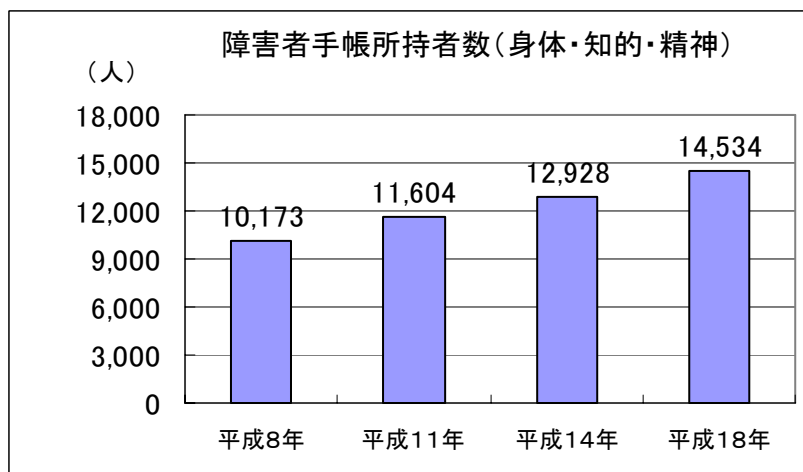
(3) 地域で支援を要する人の状況

様々な保健福祉サービスを利用しながら地域で生活する高齢者や障害者が増加しています。また、子育てについて不安や負担感を感じていたり、悩んでいる親も少なくありません。

〔高齢者〕

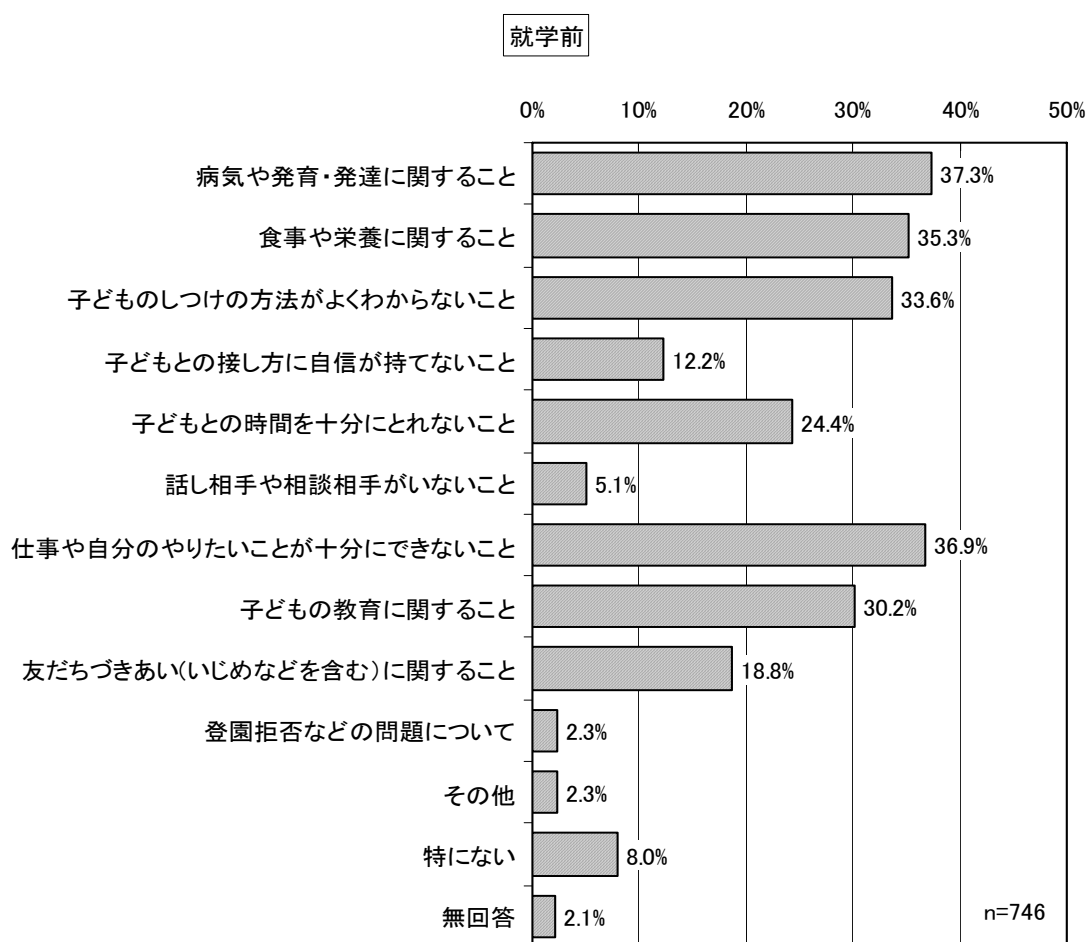


〔障害者〕

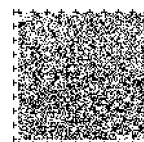


〔子ども・子育て〕

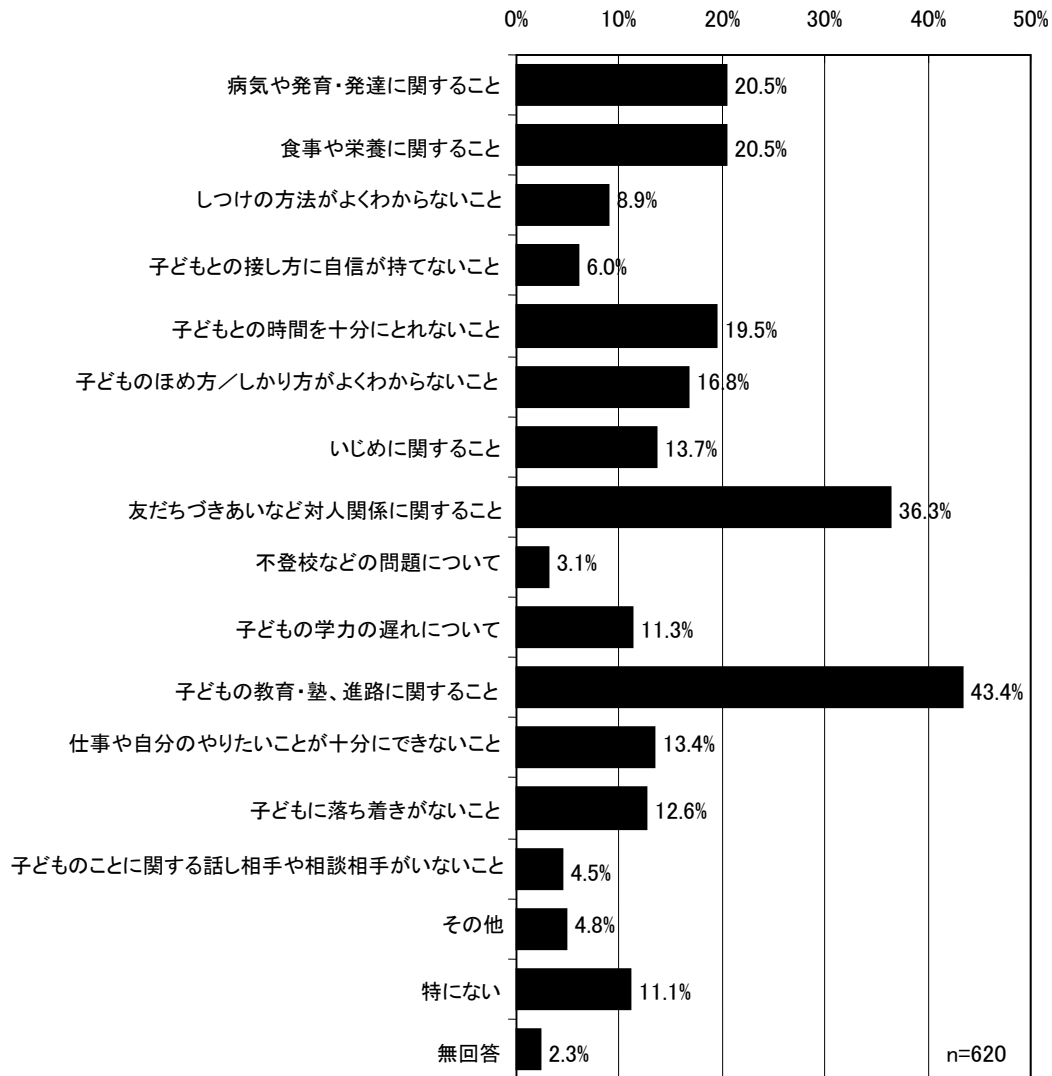
就学前児童と小学生の子育てについて、保護者に日常悩んでいることや気になることを聞いたところ、「特にない」と答えた人は、就学前児童の保護者では8.0%、小学生の保護者では11.1%とごく僅かであり、多くの保護者が何らかの悩みをもっていることがわかります。



〔資料〕北区子育て支援に関する区民意向調査結果報告書(平成16年3月)



小学生



〔資料〕北区子育て支援に関する区民意向調査結果報告書(平成16年3月)

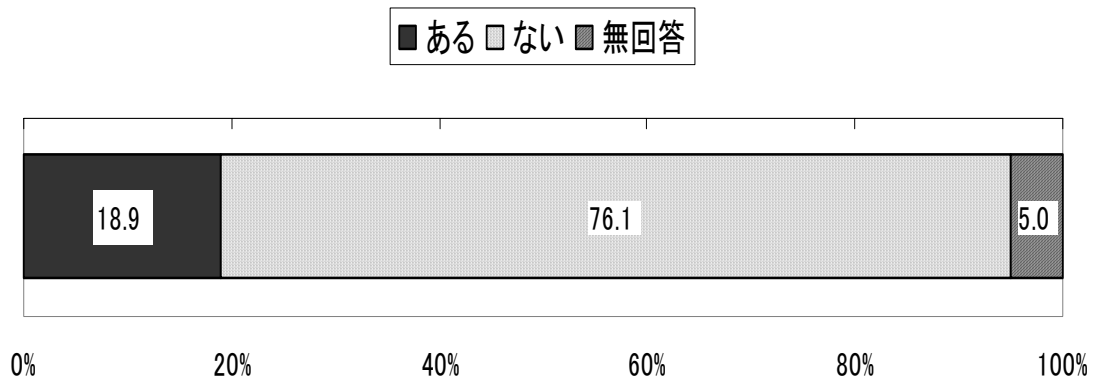


(4) 地域活動等の状況

地域で支援を要する人が増加してきている状況では、地域の保健福祉を支える地域活動等の果たす役割が重要です。

〔区政参画または地域活動参加状況〕

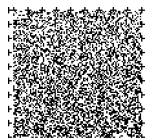
(N=1, 220)



区政や地域活動には、文化・芸術・スポーツ、防災、交通安全、子育て、高齢者・障害者、健康づくり、まちづくり、社会教育、環境保全・緑化推進等に関する活動への参加のほか、審議会や委員会の公募委員への応募やパブリックコメント(区民意見公募手続)等への意見の提出なども含む。

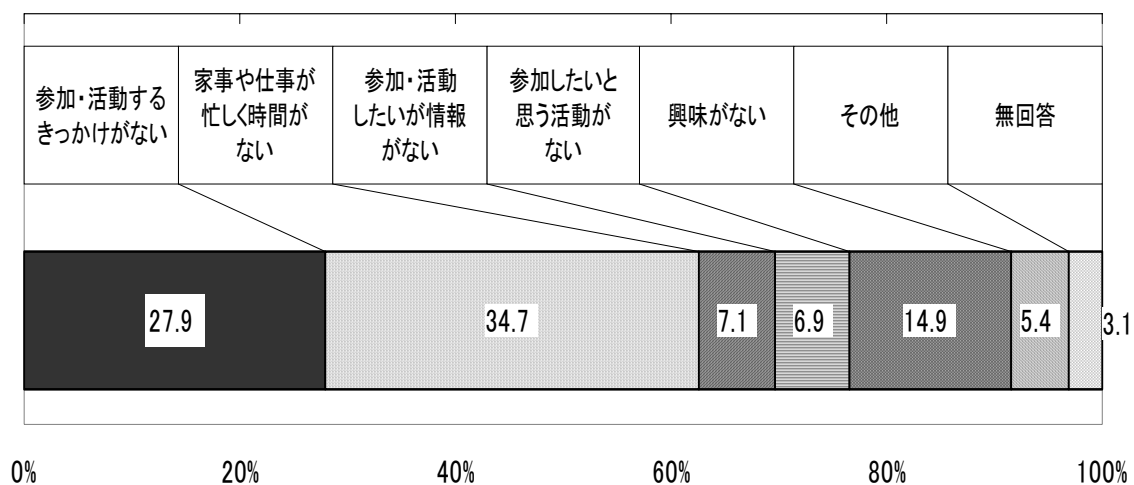
〔資料〕北区民意識・意向調査報告書(平成18年8月)

「参加したことがない」が76.1%を占めており、参加を促進する方策を考え、地域活動を活性化していく必要があります。



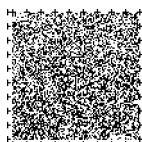
〔地域活動等に参加しない理由〕

(N=928)



〔資料〕北区民意識・意向調査報告書(平成18年8月)

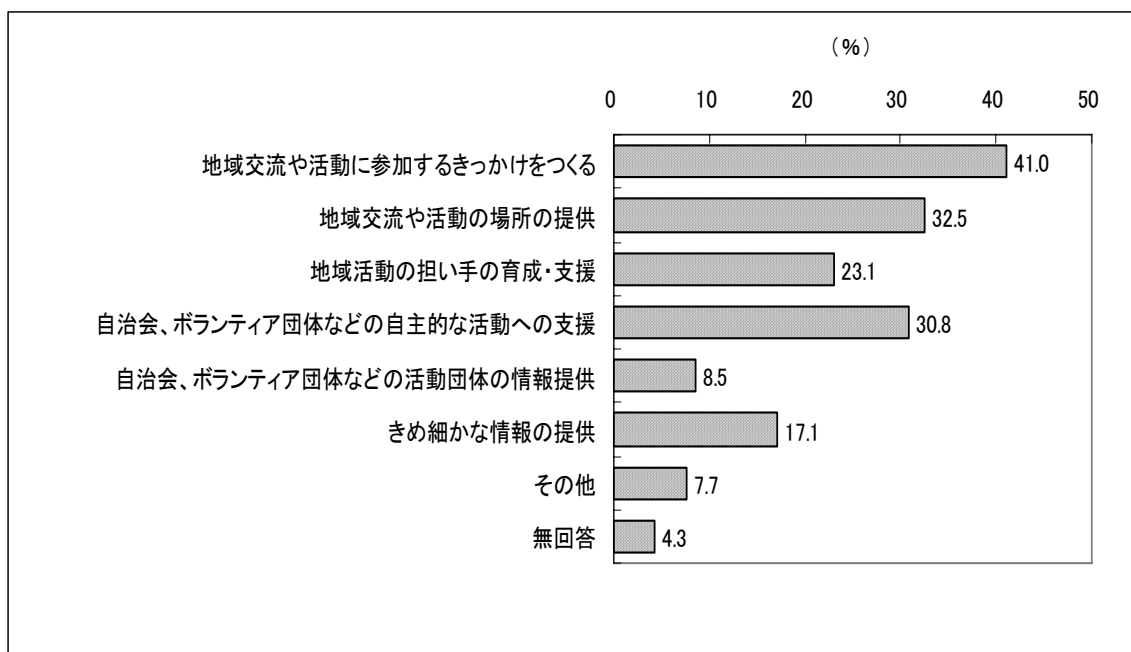
時間的に参加できないという理由以外では、「参加・活動するきっかけがない」と「参加・活動したいが情報がない」が35%を占めており、活動を始めるきっかけをつくることや情報提供体制を充実していくことが必要であることがわかります。また、「参加したいと思う活動がない」と「興味がない」も21.8%を占めており、ニーズを適切に把握した活動やサービスが十分でないために、興味や関心に結びついていかないということがわかります。



〔地域保健福祉活動への参加促進策〕

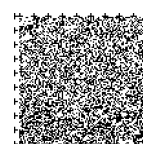
地域の保健福祉に関するシンポジウムで、区民の地域保健福祉活動への参加を促進し、活動を活性化していくために、区が力をいれるべきだと思うことを聞きました。

(N=117)



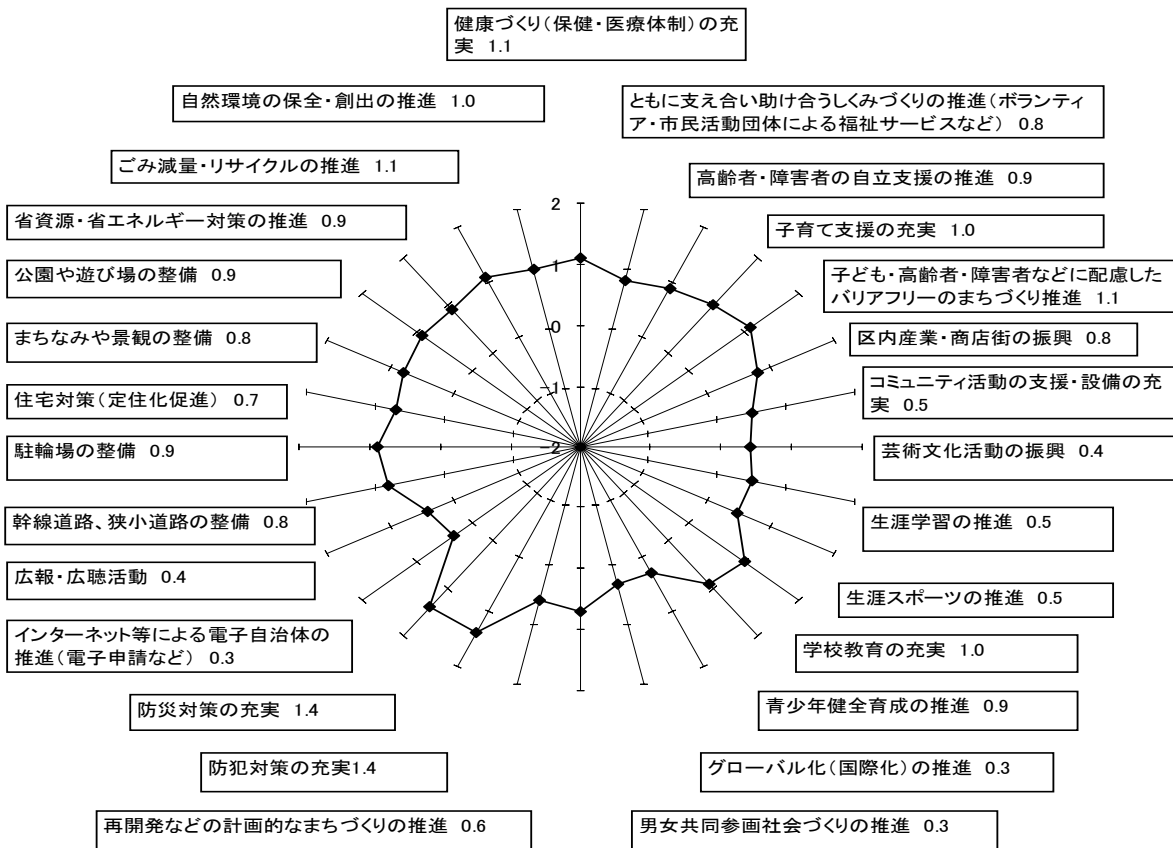
〔資料〕シンポジウムにおけるアンケート調査(平成18年12月)

「地域交流や活動に参加するきっかけをつくる」が41.0%で最も高い割合を占めています。「地域交流や活動の場所の提供」(32.5%)や「自治会、ボランティア団体などの自主的な活動への支援」(30.8%)についても高い割合を占めており、活動の担い手となっているボランティアの高齢化が進んでいることから「地域活動の担い手の育成・支援」も23.1%を占めました。



(5) 区の施策の重要度

区が取り組んでいるそれぞれの施策について、どのくらい重要であるかを聞きました。



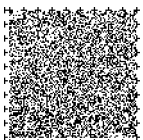
注)平均評価点

$$= \frac{「重要」と答えた人数 \times 2点 + 「やや重要」と答えた人数 \times 1点 + 「どちらとも言えない」と答えた人数 \times 0点 + 「やや重要でない」と答えた人数 \times -1点 + 「重要でない」と答えた人数 \times -2点}{無回答を除く全回答者数}$$
 平均評価点は、2.0に近いほど重要度が高く、-2.0に近いほど重要度が低いということになる

[資料]北区民意識・意向調査報告書(平成18年8月)

区の施策の重要度を平均評価点で見ると、「防犯対策の充実」と「防災対策の充実」が1.4で最も高い。「子ども・高齢者・障害者などに配慮したバリアフリー※のまちづくり推進」についても1.1と高く、「安心して暮らせる環境の整備」に重要度を高く感じていることがわかります。

また、保健福祉に関する分野では「健康づくり(保健・医療体制)の充実」が1.1、「子育て支援の充実」が1.0と高くなっています。



※バリアフリーとは、障害者や高齢者など誰もが安全でかつ自由に行動できる障壁のない生活空間または社会の状況あるいはそれをめざす考え方です。

2 地域保健福祉の推進にあたっての課題

少子高齢化や世帯構造の変化などが急速に進み、区民の価値観が複雑化・多様化する中で、保健福祉に関するニーズも多様化し、地域における日常の暮らしの中には、保健福祉に関連する様々な生活課題が存在しています。

ライフスタイルの多様化やプライバシーへの配慮などから、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域において支えあう機能が弱まりつつある中で、これらの課題を解決し、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、区民のだれもが地域において安心して充実した生活を送るためには、互いの価値観を認め合いながら、地域において支えあい、助けあう力(=地域の福祉力)を高めていく取り組みが大切になってくるとともに、そのような取り組みに自発的に参加できる仕組みづくりがきわめて重要となります。

地域で支援を要する人が増加してきている中では、支える側の地域において保健福祉に関する活動等が活発に行われるようにならなければなりません。北区の現状やシンポジウムの開催等の中から明らかになった課題を踏まえて、地域において保健福祉に関する活動等が活発に行われるような方策を考えていく必要があります。

【地域保健福祉の課題】

- 地域交流や活動に参加するきっかけや場所がない
- 地域活動の担い手が不足している
- 活動団体間の連携が不足している
- 地域内での情報が不足している
- 地域への関心が薄い
- 相談窓口やサービス利用の仕組みがわかりづらい
- ニーズに合ったサービスが十分でない

地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開・利用され、その情報が適切に提供されることにより、区政や地域活動に関心をもつようになり、それが「地域の福祉力」を高めるような実際の活動につながっていく。そのような仕組みを構築していかなければなりません。

また、区が取り組んでいる施策の中でも重要度が高いとされている「健康づくりの充実」と「安心して暮らせる環境の整備」については、地域において保健福祉に関する活動等が活発に行われるための条件としてもたいへん重要であると考えられるため、より一層の充実を図ります。



第3章 基本理念・目標及び取り組みの方向

1 基本理念

北区の基本構想の実現を目的として策定された「北区基本計画2005」(平成17年3月策定)の基本目標のうち、保健・医療・福祉を中心とした施策に関わる基本目標を基本理念とするとともに、地域の福祉力を高めていくことを最重要課題と位置づけ、下記の基本理念を掲げます。

「健やかに安心してらせるまちづくり」
～ はぐくもう！地域の福祉力 ～

2 目標

上記の基本理念を実現するため、本計画では次のとおり目標を掲げます。

(1) 健康でいきいきとした地域社会づくり

生涯を健康でいきいきと自分らしく暮らしていくことは万人の願いであり、その実現のためには、区民一人ひとりの健康の維持向上とだれもが社会参加できる社会環境の整備が重要です。

区は、身近な地域で区民一人ひとりの健康づくりを支援していくとともに、だれもが生きがいを持って社会に参加できる開かれた地域社会をめざします。

(2) とともに支えあう地域社会づくり

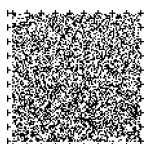
すべての区民が安心して地域で自立した生活を送るには、区民一人ひとりが地域を構成する一員として、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、ともに支えあい助けあうことが大切です。

区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携・協力し、地域でふれあい、支えあう思いやりのある地域社会の実現をめざします。

(3) 安心して自立した生活が送れる地域社会づくり

すべての区民が自らの意思に基づき、地域で自立して生活していくためには、多様な提供主体による良質な利用者本位のサービスが確保され、必要とするサービスを安心して選択できることが重要です。

区は、様々なサービス提供主体と協働し、サービスの質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの自己決定が尊重され、安心して自立した生活が送れる地域社会をめざします。



3 取り組みにあたっての視点

目標の実現をめざし、以下の視点を踏まえて取り組みを推進していくことが必要になります。

(1) 区民の主体的参加

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、区民一人ひとりが自らの課題や地域の課題に気づき、その解決に向けての活動に主体的に参加していく視点が必要です。

(2) 地域支えあいの推進

区、区民、ボランティア団体、NPOなどの地域保健福祉の担い手が、地域を構成する一員として、いっしょになって、できることを出し合い、考えながら、支えあう仕組みを作っていく視点が必要です。

(3) 利用者本位のサービス提供

保健福祉に関するニーズが多様化・複雑化する中で、適正な負担のもとで利用者が自分にあったサービスを自ら選んで利用できるよう、地域において一人ひとりのニーズに対応していく視点が必要です。

4 取り組みの方向

目標の実現を図るため、次の9つの項目を取り組みの方向として掲げます。

(1) 区民の主体的参加による健康づくりの推進

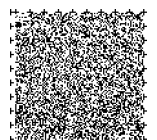
生涯を通じて、健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。

区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、区、地域、家庭、学校、職場、団体などの関係機関や関係者と協働し、総合的な健康づくり施策を推進します。

(2) 地域内での情報の提供と共有化

地域を支える様々な区民活動が生まれてきていますが、それらの活動の内容が必ずしも地域住民に十分に知られていない状況です。

地域内の様々な活動や支援機関が知られ、地域住民に活用されるよう、情報提供を充実するとともに、情報の共有化を支援します。



(3) 地域福祉に関連する人材の発掘・育成

地域では、ボランティア活動をはじめ、様々な団体活動が行われてきていますが、地域活動の中核となるリーダーが不足している状況にあります。

地域活動に参加する機会を創出し、その中から地域活動を担う人材を発掘・育成していく取り組みを強化します。

(4) 地域における交流・支えあい活動の推進

地域内での交流に関しては、必要性は感じているものの、希薄になってきている現状があります。

生活上の不安があっても、孤立せず地域で見守り、見守られながら、必要な時に助けあいが無理なく行われるよう、地域内交流のきっかけづくりや支えあい活動を推進します。

(5) 地域内での連携・ネットワークの構築

地域においては、町内会やボランティア団体、NPOなどによる個性ある活動が多く生み出されてきていますが、地域で必要な支援が適切に行われるためには、このような活動団体が地域において互いの特性を認め合いながら共存し、必要に応じて連携しながら地域の課題に対応していくことが望まれます。

地域内で、活動者が互いに知り合い、ネットワークを構築できるような仕組みづくりを推進します。

(6) 地域活動が生み出されるきっかけづくり

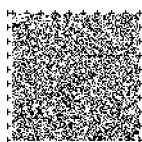
地域の生活上の課題が多様化し、質的にも様々なものが求められてきている状況では、区民が自ら地域のことを考え、区民同士で課題を共有することが重要です。

区民が地域に関心を持ち、地域の課題に応じて様々な活動が生み出されるようなきっかけづくりに取り組みます。

(7) サービスの充実と総合化

多くの保健福祉サービスが行われるようになりましたが、サービスの利用者にとっては、サービスそのものが良質であるとともに、必要なサービスに適切に結びつくことが重要です。

区民のニーズが身近な地域で把握され、適切にサービスに結びつく仕組みづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の連携のみならず、住宅・教育などの様々な生活関連分野との連携を図り、総合的にサービスを提供できる体制を確立します。



(8) サービスの利用を支援する仕組みづくり

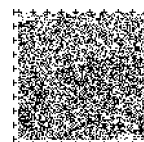
保健福祉サービスの利用者が、自己決定・自己選択に基づき、サービスを選択することが可能になりました。

サービスの利用者が多くのサービスの中から適切なサービスを選択できるための情報提供体制の整備に取り組むとともに、保健福祉サービス事業者と対等な立場で安心してサービスを利用できるための権利擁護の仕組みを充実します。

(9) 地域で安心して暮らせる環境の整備

地域で安心して暮らしていくためには、日常生活の支障となっているものを取り除くことが重要です。

建築物や道路の段差をはじめとして、私たちの周りには様々な障壁がありますが、高齢者や障害者の視点に立って、バリアフリー化を進めていくとともに、急病や災害など緊急時に備えた体制の整備を進めます。



第4章 施策の展開

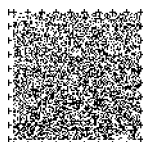
(1) 区民の主体的参加による健康づくりの推進

区民一人ひとりが病気にならないよう、また、たとえ病気や加齢による障害があったとしても、できる限り病気や障害が進行しないよう、各人の個性や能力に応じた主体的な健康づくりへの取り組みを支援します。さらに個人の力だけでなく、区、地域、家庭、学校、職場、団体等の関係者が一体となって取り組んでいけるような環境整備を進めていきます。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
33万人健康づくり大作戦 (元気で輪っしょい！健康フェスティバル、「北区さくら体操」の普及) ☆ピクアツ (p21) 【健康いきがい課】	区民の健康寿命を伸ばし、活力ある高齢社会を実現するため、様々な健康づくりに関するイベントや講座・教室を開催して、区民一人ひとりが主体的に自分の健康度やライフステージ※に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。
血液さらさら・元気いきいき事業 (筋力アップ体操教室、水中運動教室) 【健康いきがい課】	健康寿命を延伸し、生活習慣病や障害等の発生を予防するため、生活習慣の改善や転倒予防につながる事業を展開します。
健康はつらつパワーアップ事業 (元気アップマシントレーニング教室、おたっしや筋力アップ体操教室、お口のかむかむ教室、おたっしや栄養教室、脳の健康教室等)〔○〕 【健康いきがい課】	高齢者が要介護状態に陥ることを予防するため、介護予防健診の結果に基づき介護予防プランを作成し、筋力向上トレーニングや転倒予防・認知症予防教室などの適切な介護予防プログラムを推進します。また、講演会、イベントなどを通して、介護予防に関する啓発を行います。
北区健康づくり応援団事業 【健康いきがい課】	「元気環境共生都市」の実現に向け、区民とともに区民一人ひとりの健康づくりを応援する態勢を整備するため、健康づくりを支援する人材、団体等を「北区健康づくり応援団」として登録し、区全体の健康づくりの意欲を高めます。
健康づくり推進店普及事業 【保健予防課】	メニューの栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供をする店舗を健康づくり推進店として登録し、普及していきます。
楽しく食べよう！食育推進事業 【健康いきがい課】	子どもから大人まで、各世代ごとの「食」のあり方を講座や体験を通じて学びながら、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることにより、健やかな心と体をつくりまします。
健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患健診 【健康いきがい課】	病気の早期発見、早期治療を図るため、各種検診を充実します。なお、健康診査は、医療制度改革により、平成20年度から医療保険者による特定健診、特定健康指導に変更となります。
かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着の推進 【健康いきがい課】	身近な地域で、安心して健康や病気に関する相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着を推進します。

※ライフステージとは、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの発達段階を意味します。



各種スポーツ講座・教室 【体育課】	区民の誰もが年齢、興味、技術レベルに応じてスポーツに親しめる各種講座・教室を開催します。
総合型地域スポーツクラブの育成・支援 【〇】 【体育課】	区民の誰もが年齢、興味、技術レベルに応じてスポーツに親しめるために、地域に根ざした自主運営の総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。あわせて、豊かなスポーツライフの実現により、区民一人ひとりの生きがいがづくり、健康づくり、仲間づくりを図っていきます。

【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容
健康づくりグループの活動	ウォーキング、体操等、水中運動、気功・太極拳等、運動全般、栄養、その他健康づくり等、様々な健康づくりグループの活動が地域で展開されています。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

2006北・水辺ウォーク（第5回）

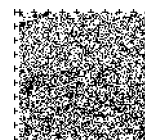
平成18年11月19日（日）、33万人健康づくり大作戦「元気で輪っしょい！健康フェスティバル北区2006」のイベントの一つとして、秋のウォーキング大会を開催しました。



2005北・水辺ウォーク（第4回）

当日はあいにくの悪天候でしたが、JR赤羽駅東口噴水広場をスタートし、荒川土手を歩き、足立区都市農業公園を折り返して新岩淵水門をゴールとする約8.5キロのコースを600人の参加者が、家族や友人とともにウォーキングを楽しみました。

企画・運営はウォーキング主体の健康づくりグループ交流会「ウォーク北斗星」と区の職員が協働で行っています。



(2) 地域内での情報の提供と共有化

地域で活動する団体の活動がより一層活発になるような情報の提供に取り組むとともに、様々な団体の活動や相談支援機関などの情報が共有され、地域住民により一層活用されるよう、情報提供や情報の共有化の仕組みづくりに取り組みます。

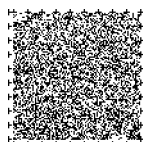
【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
北区ニュース・ホームページ等による情報の提供 【広報課】	地域の保健福祉に関する情報の収集に努め、広く区民に周知します。
地域包括支援センター※の整備 【〇】 【高齢福祉課】	地域におけるよりきめ細かな総合的ケアマネジメント※を行うため、地域包括支援センターのブランチとしての役割を担っている在宅介護支援センターの機能を再編して、委託型の地域包括支援センターとして整備します。
バリアフリーガイドの発行 【健康福祉課】	だれもが自由に行動し、地域活動に参加できるように北区内の主要公共施設、民間施設、駅周辺、バリアフリー散策コース等の情報をバリアフリーガイドで紹介しています。
NPO・ボランティア活動の支援 【地域振興課】	NPO・ボランティア活動を支援するための情報の共有化や交流の場の提供、専門的な相談・助言・研修の実施などをNPO・ボランティアふらざで行います。また、地域振興室会議室や活動コーナーをNPO団体等に貸し出すことにより、活動の場の提供を行います。
福祉サービス第三者評価※の推進 【健康福祉課・障害者福祉センター・介護保険課・保育課】	利用者本位の福祉サービスを提供するため、高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び児童福祉施設において第三者評価を実施し、サービス選択に役立つ情報の提供とサービスの質の向上を図ります。
コミュニケーション支援事業の実施・充実 【障害福祉課】	障害者の意思疎通を仲介するためのコミュニケーション支援事業の実施・充実を図ります。また、手話通訳者研修を充実し、通訳者の質の向上を図ります。
保育園地域活動事業(情報・体験の共有) 【保育課】	各保育園において、地域に向けての子育て支援事業を行います。また、園児と地域の高齢者や小学生との交流などを幅広く行います。
介護保険事業者マップ・ガイドブックの作成 【介護保険課】	介護サービス事業者情報をわかりやすく公表します。
子育てマップ・ガイドブックの作成 【〇】 【子育て支援課】	子育てサークルで活動する保護者とともに子育てマップを編集します。
子育て支援情報の配信 【◎】 【子育て支援課・保育課・健康いきがい課・生涯学習推進課】	主に未就学児の親を対象として、子育てや子どもを対象にした事業(サービス)の周知を目的として情報の配信を行います。

※地域包括支援センターとは、公正・中立な立場から、地域における①介護予防ケアマネジメント、②総合的な相談・支援、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護といった機能を有する機関のことです。

※ケアマネジメントとは、障害者や高齢者の地域生活を支援するために、情報提供や様々な相談に応じるとともに、一人ひとりのニーズを的確に把握し、総合的・効果的なサービスを継続的に受けられるようにする援助の方法のことです。

※福祉サービス第三者評価とは、事業者が事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するため、事業者の提供するサービスの質を第三者機関が専門的・客観的な立場から評価することです。



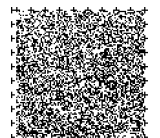
【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
NPO・ボランティアふらざ通信の発行 ☆ピックアップ (p23) 【NPO・ボランティアふらざ】	市民活動におけるボランティアの募集情報、各種催し、ボランティア活動団体の紹介等を内容とする「ふらざ通信」を毎月発行しています。
北社協広報紙「きたふくし」の発行 ☆ピックアップ (p23) 【社会福祉協議会】	北区社会福祉協議会の事業内容や催し、地域情報等を内容とする広報紙を新聞折込で年4回発行しています。なお、北社協ホームページでは、講座、イベント等のタイムリーな情報を提供しています。
地域ささえあい活動ハンドブックの発行 ☆ピックアップ (p23) 【社会福祉協議会】	地域ささえあい団体の活動を紹介するため毎年度発行しています。
地域活動団体広報誌の発行	活動内容の周知と活動の輪を広げるため、各団体が任意で発行しています。
子育て情報誌の発行	様々な子育てに役立つ情報の発信を目的に、子育て支援団体が発行しています。
地域ささえあい新聞の発行 ☆ピックアップ (p23) 【社会福祉協議会】	地域ささえあい団体向けに「ささえあい新聞」を発行し、情報交換の場を設けています。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

各種広報紙・ハンドブック

各種広報紙の内容を充実し、地域活動が活性化するような情報提供に努めます。



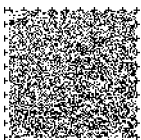
(3) 地域福祉に関連する人材の発掘・育成

地域活動に参加する機会を創出し、その中から地域活動を担う人材の発掘・育成・支援に取り組みます。また、地域で活動する他の団体や保健福祉事業を営む事業者との連携を通して、人材の交流が活発となるよう、団体の交流の機会づくりを促進します。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
北区健康づくり応援団事業 (健康づくりグループ及びリーダーの育成・支援) 【健康いきがい課】	区民が楽しみながら健康づくりに取り組めるようグループ化を促進するとともに、地域の健康づくりを推進するリーダーを育成・支援します。また、継続した健康づくり(運動・栄養・休養)推進のために、各種講習会等からの自主グループの育成を促し支援します。また、既存グループ等にも健康意識の向上を図るため講師派遣等の支援体制を整備します。
北区楽しい食の推進員の養成事業 【健康いきがい課】	栄養士の資格をもった北区楽しい食の推進員により、食育の推進や低栄養予防対策を推進します。
北区さくら体操指導員の養成事業 【健康いきがい課】	区民ボランティアである北区さくら体操指導員により、北区さくら体操の普及・啓発を行い、運動習慣の定着に結びつけます。
ケアマネジャー※の育成支援〔○〕 【介護保険課・高齢福祉課】	主任介護支援員研修、レベルアップ研修及び困難ケース事例研究等を通じ、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。
大学との協働による子育て支援の「担い手」の育成検討〔◎〕 【子育て支援課】	区内及び近隣地域に所在する「子ども」関連を専門とする大学と連携し、障害児対応など、より専門性のある充実した研修を実施することにより、地域の養育力向上と、子育て支援活動の啓発が進むよう検討していきます。また、子育て支援にかかわる人材として、地域の大学に学ぶ学生の子育て支援事業への参加を促す方策を検討していきます。
協働の担い手の育成支援〔◎〕 【地域振興課】	区の基本姿勢である「区民とともに」を推進するため、区との協働の担い手を育成支援します。
シニア元気塾事業〔◎〕 【健康いきがい課】	区民による講座や講演会の実施など、多彩な地域活動への取り組みの場となるシニア元気塾を開設し、団塊の世代などシニア世代の積極的な社会参加を支援します。
手話講習会の開催〔○〕 【障害者福祉センター】	手話講習会において、初級、中級、上級に加え、通訳者養成コースの設置を検討します。
教育ボランティア活動推進事業 (校庭開放事業を含む)〔○〕 【生涯学習推進課・体育課】	学校と地域の連携・協力体制を整備し、教育活動を支援する地域のボランティア活動を推進することにより、学校の活性化と安全対策の充実を図ります。
認知症サポーター講習会〔○〕 【高齢福祉課】	認知症という病気を正しく理解し、認知症の方への正しい対応と支援ができることを目指します。
スポーツの担い手育成事業〔○〕 【体育課】	区民の誰もがスポーツに親しめるよう、スポーツ事業・組織をマネジメントできる人材や実技指導者などスポーツの担い手を育成します。

※ケアマネジャーとは、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連絡調整、要介護認定の訪問調査、介護サービス提供計画(ケアプラン)の作成を行う者のことです。



【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
ボランティア入門講座 【NPO・ボランティアぷらざ】	ボランティア活動のきっかけづくりとボランティアを受け入れる側への支援を行うための入門講座を開催しています。
夏！体験ボランティア ☆ピックアップ (p25) 【NPO・ボランティアぷらざ】	ボランティア活動に関心があってもきっかけがつかめず活動に結びつかない方を対象に地域の施設や 団体の協力を得ながらボランティア体験プログラムを実施しています。
友愛サポートスタッフ養成研修 【社会福祉協議会】	介護保険制度などで提供されない有償在宅サービスの担い手を広く募集し、必要とされる技術や意識づけの研修を行います。
介護予防体操サポーター養成研修 【◎】 【社会福祉協議会】	日本レクリエーション協会と連携し、地域で継続して自立的に介護予防に取り組むことができるよう、共助型体操プログラムの支援者を養成します。
成年後見サポート 【◎】 【社会福祉協議会】	成年後見制度※の活用を促進するため、後見人研修等の支援を行います。
地域ささえあい講座 【社会福祉協議会】	ささえあい活動を始めたい人や運営の中心的なリーダーを養成するために実施しています。
NPO・ボランティアカレッジ 【NPO・ボランティアぷらざ】	NPO、ボランティア団体、グループの運営力向上と課題解決を図るため、身近な研究テーマを設定し、共同研究に取り組みます。

※成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組みのことです (P35 参照)。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

夏！体験ボランティア

「夏！体験ボランティア」は、ボランティア活動に関心があってもなかなか活動まで結びつけられない、活動しようと思ってもそのきっかけがつかめない、そんな方々のためのボランティア体験プログラムです。

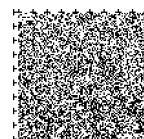


参加説明会の様子

保育園、児童館、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター、障害者福祉施設・作業所、手話サークル、点訳サークル、リサイクルグループなど、地域の100以上の施設や団体の協力を得ながら行っています。

平成18年度は中高生を中心に、説明会に349名が参加し、実際の活動へは297名の申込みがありました。

この体験を通して、参加者自身が地域で暮らす様々な人や施設、団体等の存在・役割などを知り、自分とは異なった価値観にふれ、自分自身の生き方や地域における自分の役割を考える機会になればと考えております。

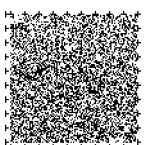


(4) 地域における交流・支えあい活動の推進

一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭などが、地域において交流の機会を持てるよう、地域で気軽に交流できる場づくりや、仲間づくりのための活動を促進するとともに、地域の人々、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等と連携し、地域で支えあう仕組みづくりに取り組みます。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
民生委員・児童委員活動 【健康福祉課】	同じ地域に住む高齢者、障害者、生活困窮者及び単身世帯などの社会福祉に関する相談に応じ必要な援助を行います。
地域ささえあい団体の活動支援 【健康福祉課】	高齢者を対象とした地域での会食サービス活動及び配食サービス活動を自主的に実施している団体に活動費の補助を実施しています。
高齢者ふれあい会食事業〔○〕 【健康いきがい課】	一人暮らしの高齢者等が地域社会と交流を深められるよう、ふれあい型の会食会を実施します。
ファミリーサポートセンター事業 【子育て支援課】	保育園・幼稚園の送り迎えや保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、育児の支援を行う「サポート会員」がお子さんをお預かりします。
子育て応援団事業〔◎〕 【子育て支援課】	「子育てするなら北区が一番」の取り組みとして、すべての子育て家庭を見守っていくため、妊娠時及び3歳までの誕生日にすべての子どもに対し、区の行事への参加と様々な事業の情報提供を行います。 *子育て福袋の贈呈 *民生委員・児童委員の全戸訪問 *みんなでお祝い輝きバースデー *(仮称)にこにこ2才！児童館deあそぼう *絵本プレゼント
環境衛生協会の活動支援 【生活衛生課】	公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生確保に努めるよう支援し、安心して健康的な生活環境を確保しています。
会食・配食サービス実施団体サポート事業 【生活衛生課】	配食・会食会を実施している団体に対し、衛生管理、食中毒予防等に関する出張講習会・勉強会を実施することにより地域のささえあい活動を支援しています。



【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
地域ささえあい活動 ☆ピックアップ (p27)	親子ふれあい・仲間づくり、子育て支援、ふれあい入浴会、会食交流会、配食食事会、お話交流会、地域活性化・学習会、地域コミュニケーション、高齢者コミュニケーション、点訳・朗読ボランティア活動、手話サークル活動、リハビリ関係等、様々な活動が地域で展開されています。
地域ささえあい活動団体助成 【社会福祉協議会】	新しくささえあい団体を立ち上げる場合の立ち上げ助成や団体の事業費への助成を行うとともに、団体づくり、運営などについて相談に応じています。
障がい児者の自立生活推進活動	障がい児者が生まれ育った地域で、その方に応じた役割を持ちながら、心豊かに暮らし続けていくための支援を行っています。
歳末たすけあい募金助成事業 【社会福祉協議会】	歳末たすけあい・地域福祉募金を財源として、社会福祉協議会が地域ささえあい活動団体助成、地域福祉活動助成、福祉作業所等小規模施設助成、障がい当事者団体助成を行っています。

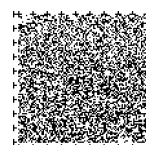
☆ ピックアップ 【事例の紹介】

地域ささえあい活動 会食・食事会



一人暮らしの高齢者や障害者など、家の中に閉じこもりがちの方に外にでてきてもらい、いっしょに楽しく食事をしています。

月1回程度開催し、季節に配慮した食事を提供するとともに、食事だけではなく、コーラス、手芸、体操、ゲームなどのレクリエーションやお花見、クリスマス会なども併せて実施し、交流を図っています。



(5) 地域内での連携・ネットワークの構築

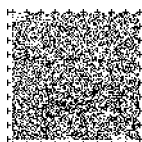
地域の相談機関、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、NPO などの様々な機関・団体が日頃から連携を図り、地域での課題発見機能や相談機能を向上させるとともに高齢者や障害者、子育て家庭などのニーズに応じ必要な支援を効果的に行うことができるようなネットワークの強化に取り組みます。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
おたがいさまネットワーク推進事業〔○〕 【高齢福祉課】	ともに支えあい助けあう「向こう三軒両隣」のようなあたたかい地域コミュニティの再生を目指し、在宅介護支援センターを地域の核として、民生委員、協力員、町会・自治会等の関係協力機関の連携を強化し、見守りや情報提供の体制の充実・推進を図ります。
障害者就労支援連絡会 【障害者福祉センター】	区、作業所、就労支援センター北、東京障害者職業センター、ハローワーク、特別支援学校及び区内商工関係機関と意見交換及び情報共有を図るとともに、連絡・連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。
児童館母親サークル事業 【子育て支援課】	地域の母親サークルに対し、児童館施設の一部を交流の場として提供することにより自主的な活動を支援し、親の育児不安の解消を図ります。
子育てサークルネットワーク推進事業 【子育て支援課】	子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。
児童虐待防止ネットワーク事業〔○〕 【子育て支援課】	虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの継続的かつ総合的な支援を構築します。
北区安全・安心ネットワーク事業〔○〕 【危機管理課・地域振興課・子育て支援課・道路公園課・庶務課】	全ての区民が安心して生活することのできる、安全な地域環境の整備を計画的・総合的に進めるため「(仮称)北区生活安全推進プラン」を策定し、区民、事業者及び関係機関との連携による安全・安心ネットワークの構築・推進を図ります。

【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
子育てネットワーク (子育てサークルネットワーク事業) 【北区内各子育て支援団体】	子どもの育ちや子育てに関する個人又は団体活動の情報等のネットワークの構築を目指して活動しています。
こども110番(ひまわり110番)	「こども110番」等のシンボルマークを活動協力者宅の玄関などに設置し、児童・生徒の登下校時に身の危険を感じる等の事態が生じた場合、シンボルマークを掲げた協力者宅に保護を求め、協力者は警察や保護者、学校などへ連絡をし、児童・生徒の安全を確保します。
企業市民による施設の開放、お祭りの山車・神輿を担ぐ子どもたちの接待(お菓子の寄付)	企業が地域のお祭りや行事に協力し、企業施設の開放やお菓子等の寄付を行っています。
おちゃのこ祭祭 ☆ピックアップ (p29) 【NPO・ボランティアふらざ】	「福祉まちづくり」を目指したネットワークを作ることを目的とし、地域の多様な分野の個人、団体の参加を呼びかけ、参加団体の主体的な運営で実施します。



ささえあいフェスタ〔◎〕 【社会福祉協議会】	地域ささえあい活動団体が一堂に会し、活動内容の紹介や団体同士の交流を図ります。
成年後見制度地域ネットワークの活用 〔◎〕 【社会福祉協議会】	成年後見制度に関する関係機関・団体の地域ネットワークづくりを進めます。
障害者団体連合会	複数の障害者団体が連合会を構成し、各団体どうしの理解を深めるとともに、清掃事業や喫茶店経営を通して障害種別を越えた障害者の就労機会の拡大を図っています。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

おちゃのご祭祭

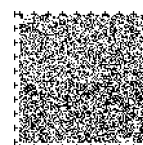
福祉関係の団体だけではなく、まちづくり、文化、芸術、社会教育、環境、国際交流など地域の多様な分野、領域の人々にも参加を呼びかけ、地域福祉のネットワークづくりを推進しています。



現在では、多様な活動領域から70以上の団体が参加する規模に発展し、例年、6月の第2週の週末に滝野川会館を貸し切り、体験展示ブースや模擬店、バザー、ステージ発表などをたいへんにぎやかにしています。

活動団体間のネットワークづくりだけでなく、イベントを通じて、地域の様々な人がお互いを知り、また、地域の人々に団体の活動を知ってもらえる機会になっており、地域の福祉活動の担い手の発掘にもつながっています。

おちゃのご祭祭では、企画から広報、全体運営まで参加者自身による運営体制が築かれているのも特徴です。約半年間にわたる準備会での交流によって、強固な信頼関係が生まれ、より豊かで絆の強いネットワークが形成されています。



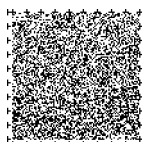
(6) 地域活動が生み出されるきっかけづくり

地域への関心を高める機会づくりを進めるとともに、地域や多様な生活課題についての関心を活動につなげることができるよう、活動を始めるきっかけづくりや地域での活動の場の拡充に取り組みます。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
老人クラブ活動支援 【健康いきがい課】	地域の老人クラブ活動を支援するための運営補助を行います。
福祉施設の地域開放〔○〕 【健康福祉課・障害福祉課・ 障害者福祉センター】	浮間特養並びに東京外国語大学跡地特養において地域交流スペース等を確保し、地域のボランティア団体及びささえあい活動団体等に施設を開放します。また、土曜、日曜休館の福祉施設の地域開放を検討します。
シルバー人材センター活動支援 【健康いきがい課】	健康で働く意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助し、就労を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。
コミュニティビジネス※支援〔○〕 【産業振興課】	区民が主体的に空き店舗など地域の施設を活用しながら、地域の課題解決に向けてビジネスプランとして立案し、解決する取り組みを支援します。
シニア元気塾事業【再掲】〔◎〕 【健康いきがい課】	区民による講座や講演会の実施など、多彩な地域活動への取り組みの場となるシニア元気塾を開設し、団塊の世代などシニア世代の積極的な社会参加を支援します。
起業家支援事業の拡充〔○〕 【産業振興課】	女性、若者、団塊世代向けなど、多様で体系的なセミナーの開催等を通じて起業を誘導し、就労機会の確保の一策とするとともに、地域産業の活性化を図ります。
遊休施設の活用検討 【企画課】	使われていない区の施設等の活用について検討します。
保育園地域活動事業(交流の場の提供) 【保育課】	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。
高齢者参画による世代間交流 ☆ピックアップ (p31) 【子育て支援課・保育課】	児童館や保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。
教育ボランティア活動推進事業 (校庭開放事業を含む)【再掲】〔○〕 【生涯学習推進課・体育課】	学校と地域の連携・協働体制を整備し、教育活動を支援する地域のボランティア活動を推進することにより、学校の活性化と安全対策の充実を図ります。
ことぶき大学 【生涯学習推進課】	区内在住・在勤の60歳以上の方を対象とした講座を開催します。テーマは生活・健康・文学・音楽・時事問題など幅広く設定し、高齢者の学習の場や生きがいづくりの場を提供します。
(仮称)北区協働推進基金の創設〔◎〕 【地域振興課】	区の基本姿勢である「区民とともに」という協働の精神の下、区民、NPO・ボランティアの自主的な公益活動に対し、安定的な助成を行うとともに、趣旨に賛同する区民等からの寄付の受け皿とするため基金を設置します。
(仮称)協働事業提案制度の創設・推進〔◎〕 【地域振興課】	地域のNPO・ボランティア等の活動団体から地域に根ざした事業提案を受け、その提案に対して助成を行います。あわせて、NPO・ボランティア等の新たな発想や手法を活かした提案を受け、提案団体と区が協働して事業を行います。

※コミュニティビジネスとは、地域の課題を、区民が主体的に地域の人材・施設・資金などを活かしながらビジネス手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する取り組みのことです。



【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
地域ささえあい活動【再掲】	親子ふれあい・仲間づくり、子育て支援、ふれあい入浴会、会食交流会、配食食事会、お話交流会、地域活性化・学習会、地域コミュニケーション、高齢者コミュニケーション、点訳・朗読ボランティア活動、手話サークル活動、リハビリ関係等、様々な活動が地域で展開されています。
ママパパ学級・らくらく出産コース (子育て仲間づくり)	専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行う。その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。
青少年地区委員会活動	各地区の伝統や環境などの特性を活かして青少年健全育成のためのスポーツ、野外活動などの各種事業、「家族ふれあいの日」推進事業等を実施します。
ハンディキャブ運行事業 【社会福祉協議会】	車いす利用者で外出が困難な障害者、高齢者等に車いすごと乗車できるリフトつき車両を貸し出します。また、運転手が確保できない場合は運転ボランティアを紹介します。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

高齢者参画による世代間交流（保育園）

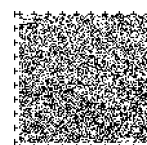
祖父母と同居する家族が少なくなり、世代間交流が希薄になってきているなかで、特別養護老人ホーム等の施設を訪問したり、老人クラブ等の地域の高齢者を行事等の際に招待します。昔の遊びや伝統行事、手作りのおもちゃの作り方を教えてもらったり、花壇や鉢植え



上十条保育園における交流の様子(八千代会)

の手入れをいっしょにやったりしながら、双方にとって活力ある交流を図っています。

高齢者だけでなく、小・中・高校生や障害者との交流を図っている児童館や保育園もあり、同じ地域に暮らす様々な人たちとの触れあいを通して、経験の幅を広げ、人との関わりや思いやりの心を育んでいます。



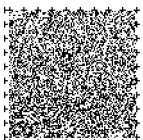
(7) サービスの充実と総合化

区民のニーズが身近な地域で把握され、質の高いサービスに適切に結びつく仕組みづくりを進めるとともに支援を必要とする区民が地域で自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、その他の生活課題に対するサービスが連動しながら総合的に機能する体制を強化します。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
地域包括支援センターの整備【再掲】 【○】 【高齢福祉課】	地域におけるよりきめ細かな総合的ケアマネジメントを行うため、地域包括支援センターのランチとしての役割を担っている在宅介護支援センターの機能を再編して、委託型の地域包括支援センターとして整備します。
認知症高齢者への総合支援事業【○】 【高齢福祉課】	「本人と家族の安心」「認知症高齢者を支える事業者の安心」「認知症高齢者を見守る地域の安心」の3つの安心をキーワードに、認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりのために認知症高齢者問題に総合的に取り組みます。
住宅改修アドバイザー派遣事業 【介護保険課】	要介護(要支援)者が行う住宅改修に関して、専門的知識を有する建築士等が、対象者の居宅を施行前・施行後に訪問し、改修に関するアドバイスや施行业者との調整を行います。
地域生活支援事業の実施・充実【○】 【障害福祉課】	障害者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、一人ひとりの障害特性やニーズに応じたサービスを提供するため、地域の実情に応じた柔軟な地域生活支援事業を実施します。
自立生活支援室の運営 【障害者福祉センター】	障害者の地域生活を支援するため、自立生活のための各種相談・情報提供、ピア・カウンセリング、専門機関等の紹介や個別的な助言を行います。
地域活動支援センターの整備【○】 【障害福祉課】	精神障害者地域生活支援室(支援センターきらきら)の対象者を知的障害者、身体障害者にも拡大し、生活相談、創作的活動、地域交流の場となる地域活動支援センターに位置づけます。また、相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。
家事援助サービス支援 【健康福祉課】	北区社会福祉協議会が実施する、有償家事援助サービス事業に対し支援を行います。
ショートステイ事業(高齢・障害・子育て)の充実 【健康福祉課・障害福祉課・子育て支援課】	一時的に家庭での介助や保育等ができなくなった場合に、一時的に預かり必要な介助、保育等のサービスを提供します。
地域育て合い事業の実施【○】 【子育て支援課・保育課】	併設する児童館と保育園の施設と人材を一体的に活用し、すべての子育て家庭を対象とする子ども館※事業(子育て相談、在宅乳幼児支援、子育てサークル支援)を13館で実施し、地域の子育て支援機能の拡充を図ります。
就学前教育保育の充実【◎】 【子育て支援課・保育課・学務課】	すべての就学前の子どもたちに対する教育保育を充実させるため、学識経験者を入れた検討会を立ち上げ、(仮称)北区就学前教育要領を策定し実践していきます。
産前産後支援・育児支援ヘルパー事業 【子育て支援課】	保護者が産前産後又は育児中に体調不良などにより、家事又は育児が困難なときにヘルパーを派遣して育児、家事などの支援を行います。

※子ども館とは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、子ども会や母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長を行う施設のことで。



(仮称)ティーンエイジ・ドリーム構想の策定[◎] 【子育て支援課】	中高生の居場所づくりや体験機会の提供を実施していくため、区内の中高生に対して広くアンケート調査を行い、(仮称)ティーンエイジ・ドリーム構想を策定します。
発達障害児への総合支援策の検討[◎] 【障害者福祉センター】	主に就学前の子どもと保護者を対象とした発達障害に関する総合的な相談窓口の整備を検討します。

【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
ミニデイホーム(地域ささえあい活動)	少人数で趣味活動やレクリエーション、食事会を実施しています。
配食・会食会(地域ささえあい活動)	主に引きこもりがちな一人暮らし高齢者を対象に会食会の開催と配食サービスを実施しています。
訪問美容(地域ささえあい活動)	個人宅や特別養護老人ホーム等を訪問し、美容師の技術を活かしカットやメイクのサービスを提供しています。
友愛ホームサービス (有償在宅サービス) 【社会福祉協議会】	住民の協力により、介護保険制度などでは提供されない家事、簡易な介助などを有償で提供します。
地域における自立支援事業 (デイホーム) 【社会福祉協議会】	デイホームの介護予防プログラム修了者などを対象に、地域で介護予防の取り組みを自主的に続けていけるよう、ボランティアなどの協力を得て支援を行います。
車いす貸出事業 【社会福祉協議会】	けがや介護保険要介護認定待機期間など、短期間に車いすが必要な区民に車いすを貸し出します。
ハンディキャブ運行事業【再掲】 ☆ピックアップ(p33) 【社会福祉協議会】	車いす利用者で外出が困難な障害者、高齢者等に車いすごと乗車できるリフトつき車両を貸し出します。また、運転手が確保できない場合は運転ボランティアを紹介します。

☆ ピックアップ 【事例の紹介】

ハンディキャブ運行事業

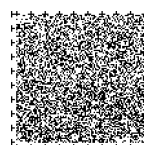
車いす利用者で外出が困難な高齢者、障害者等に車いすごと乗車できるリフト付ワゴン車ハンディキャブを貸し出しています。運転手が確保できない場合には、運転ボランティアの紹介も行っています。



利用料は無料ですが、会員制で年会費が2,000円かかります。また、ガソリン代、高速代などの実費は利用者負担です。

平成17年度実績で、会員数63名、利用件数290件、運転ボランティア実施件数は234件です。

今後も利用案内の広報や運転ボランティアの新規募集などに重点的に取り組んでいきます。



(8) サービスの利用を支援する仕組みづくり

利用者が多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる体制の整備に取り組むとともに、サービスの利用に関する苦情への対応やサービス利用の援助など、弱い立場に陥りがちなサービス利用者の権利擁護に取り組みます。

【区の取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
福祉サービス第三者評価の推進【再掲】 【健康福祉課・障害者福祉センター・ 介護保険課・保育課】	利用者本位の福祉サービスを提供するため、高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び児童福祉施設において第三者評価を実施し、サービス選択に役立つ情報の提供とサービスの質の向上を図ります。
サービス事業者の情報提供 【障害福祉課・介護保険課】	福祉サービス利用者のサービス選択に役立てるため事業者情報の積極的な開示を支援します。
自立生活支援室の運営【再掲】 【障害者福祉センター】	障害者の地域生活を支援するため、自立生活のための各種相談・情報提供、ピア・カウンセリング※、専門機関等の紹介や個別的な助言を行います。
地域活動支援センターの整備【再掲】 【○】 【障害福祉課】	精神障害者地域生活支援室(支援センターきらきら)の対象者を知的障害者、身体障害者にも拡大し、生活相談、創作的活動、地域交流の場となる地域活動支援センターに位置づけます。また、相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたケアマネジメントを実施します。
介護保険事業者マップ・ガイドブックの作成【再掲】 【介護保険課】	介護サービス事業者情報をわかりやすく公表します。
子育てマップ・ガイドブックの作成【再掲】 【◎】 【子育て支援課】	子育てサークルで活動する保護者とともに子育てマップを編集します。
成年後見制度利用支援【○】 【高齢福祉課・障害福祉課】	判断能力がなくなってきたために成年後見制度を利用する必要がある高齢者や知的・精神障害者について、区長による審判請求や制度・手続方法の案内など、必要な支援を行います。

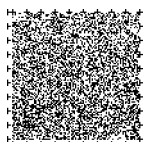
【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
コミュニティ誌の発行	子育てに関する情報提供・交流を目的に、子育て支援団体がメールマガジン※を発行しています。
福祉サービス利用援助事業 【社会福祉協議会】	判断能力の十分でない高齢者、知的・精神障害者を対象に、福祉サービス利用や金銭管理などの援助を行います。
成年後見制度利用支援事業 ☆ピックアップ (p35) 【社会福祉協議会】	成年後見制度の利用を促進するため、講演会などを通して制度や申立て手続きの説明、手続きを援助する専門機関の紹介、弁護士等による専門相談などを行います。
権利擁護センター※の出張説明会【○】 【社会福祉協議会】	成年後見制度など権利擁護に関する知識の普及を図るため、地域に出張し説明会を行います。

※ピア・カウンセリングとは、障害者等が自らの体験に基づいて、同じ立場にあるほかの障害者等の相談に応じ、問題の解決を図る援助技法のことです。

※メールマガジンとは、電子メールを通じて配信される読み物のことです。

※権利擁護センターとは、認知症の人や知的障害者等の権利を守るための支援を行う施設のことです。



☆ ピックアップ 【事例の紹介】

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度(認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組み)の利用を促進するために、区民向け講演会などを通して制度の理解、申立て手続き方法の説明などを行うほか、手続きを援助する専門機関の紹介や弁護士等による専門相談を実施しています。

また、成年後見制度利用・申立ての説明パンフレットを作成し、窓口相談や関係機関における制度紹介に活用しています。



区民向け講演会の様子とチラシ

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」主催
とってもわかりやすい、初心者のための
権利擁護セミナーのお知らせ

ちょっと気になる将来の準備。「遺言」や「成年後見制度」のことは、まだ先のことと思いかも知れませんが、気軽に参加できるこの機会をご利用してみませんか？

実践講座① 「遺言を書いてみよう」

1月25日(木) 午後2時～4時30分 参加費無料

知っているようで意外と知らない遺言の書き方。今回は、①自筆遺言の場合の書き方のポイント、②公正証書遺言の場合の準備の仕方など、事例をあげながらわかりやすく説明いたします。

実践講座② 「成年後見申立てはどのようにすればよいか」

2月5日(月) 午後2時～4時30分 参加費無料

認知症などで、判断能力が十分でない人を守る制度として成立した成年後見制度。しかし、まだどのような人がどのように利用すれば良いか、あまり知られていないのが実態です。そこで、どのように申し立てをすればよいか、わかりやすく説明いたします。

詳しくは下記をごらん下さい

実践講座①②共通項目

▽講師 東京弁護士会 弁護士 富永忠祐氏

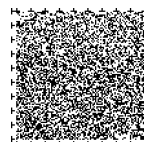
▽会場 北とびあ 9階902会議室

▽定員 各40名(先着順)

▽申込方法 1月4日(木)から電話にて申込み受付を開始いたします

▽問合せ、申込先

社会福祉法人北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
電話03(3908)7280 FAX03(3905)4663



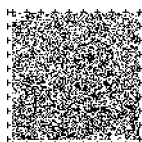
(9) 地域で安心して暮らせる環境の整備

だれもが安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、様々な社会活動に参加できる生活環境を整備するとともに、緊急時に備えた体制の整備や防犯対策の整備に取り組めます。

【区取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
権利擁護センター「あんしん北」の運営 【健康福祉課】	進展する高齢化や、認知症高齢者を狙った悪徳商法の横行など、今後さらに必要性が増す成年後見制度等の権利擁護施策を充実するために行う権利擁護センターの事業拡大について、必要な支援を行います。
おたがいさまネットワーク推進事業【再掲】〔○〕 【高齢福祉課】	ともに支えあい助けあう「向こう三軒両隣」のようなあたたかい地域コミュニティの再生を目指し、在宅介護支援センターを地域の核として、民生委員、協力員、町会・自治会等の関係協力機関の連携を強化し、見守りや情報提供の体制の充実・推進を図ります。
高齢者虐待防止の推進 【高齢福祉課】	地域包括支援センターの社会福祉士が高齢者虐待の対応・支援について関係機関等の総合調整を行います。さらに、高齢者虐待防止センターにおいては、臨床心理士による専門相談をはじめ、虐待の早期発見、地域包括支援センターへの総合的な支援を行い、高齢者虐待防止を推進します。
認知症高齢者への総合支援事業【再掲】〔○〕 【高齢福祉課】	「本人と家族の安心」「認知症高齢者を支える事業者の安心」「認知症高齢者を見守る地域の安心」の3つの安心をキーワードに、認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりのために認知症高齢者問題に総合的に取り組みます。
緊急通報システム 【高齢福祉課】	家庭に専用通報機器を設置し、緊急事態に対する不安の解消と精神的な安定を図り、生活の安全を確保します。
災害時要援護者防災行動マニュアル及び災害時要援護者登録名簿の作成〔◎〕 【防災課・健康福祉課・高齢福祉課・障害福祉課】	災害時要援護者※本人の防災力の向上を図るとともに、地域で支援する仕組みを構築するため、災害時要援護者防災行動マニュアルの作成及び災害時要援護者登録名簿の整備を行います。
防災カード・通報用具の支給〔◎〕 【防災課・健康福祉課・高齢福祉課・障害福祉課】	希望者に氏名、住所、障害種別などを記載した防災カードや通報用具を配布します。
消費生活相談〔○〕 【リサイクル清掃課】	悪質商法の被害や契約上のトラブル、商品の知識などの消費生活に関する相談を行います。出張講座として消費生活相談員を派遣し、悪質商法の手口などについて解説します。
一人暮らし高齢者定期訪問 【高齢福祉課】	一人暮らし高齢者に対し、民生委員が週1回定期的に訪問し、安否の確認や悩み事の相談を行い、精神的安定をもたらすとともに、孤独感、孤立感の解消を図ります。
成年後見制度利用支援【再掲】〔○〕 【高齢福祉課・障害福祉課】	判断能力がなくなってきたために成年後見制度を利用する必要がある高齢者や知的・精神障害者について、区長による審判請求や制度・手続方法の案内など、必要な支援を行います。

※災害時要援護者とは、災害時に自力で移動が困難な方、移動に時間のかかる方、理解や判断が困難な方、情報の収受が困難な方、精神的に不安になりやすい方、医療的行為を必要とする方です。

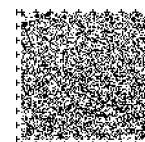


駅周辺バリアフリー化整備事業 【都市計画課・工事課】	だれもが安心して移動できるまちづくりを推進するため、鉄道駅を中心とした公共施設等のバリアフリー化を進めます。
ユニバーサルデザイン※の普及 【健康福祉課】	民間の建築物においてユニバーサルデザインを踏まえた整備を指導します。また、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに様々な機会を捉え、ユニバーサルデザインの普及に努めます。
介護保険施設の基盤整備〔◎〕 【健康福祉課・介護保険課】	要介護状態になっても地域で生活が続けられるよう、特別養護老人ホームやショートステイ、地域密着型サービス施設の整備を推進します。
北区安全・安心ネットワーク事業【再掲】 〔○〕 【危機管理課・地域振興課・子育て支援課・道路公園課・庶務課】	全ての区民が安心して生活することのできる、安全な地域環境の整備を計画的・総合的に進めるため「(仮称)北区生活安全推進プラン」を策定し、区民、事業者及び関係機関との連携による安全・安心ネットワークの構築・推進を図ります。
地域ふれあいパトロール事業 【子育て支援課】	学童クラブ利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、児童館、学童クラブ付近のパトロールを実施します。

【地域での取り組み】 ◎:新規 ○:拡充 無印:現行の継続

主な事業	内容説明
自主防災組織の運営	町会・自治会を母体とした区内172の組織が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識のもと、地域ぐるみの訓練等を実施し、災害に対応できる体制を築いています
防災ボランティア	災害時にボランティアの活動拠点を設置し、全国から集結するボランティアが円滑に活動できるよう関係機関と協働により救援活動を支援します。
まちなパトロール隊 ☆ピックアップ (p38)	区内には町会・自治会等を中心に結成された100以上のパトロール団体があり、安全で安心なまちにするために、「自分のまちは自分たちで守る」という意識のもと、日夜活動をしています。
子ども安全ボランティア	小学生が登下校する時間に合わせたパトロールや見守りなどの活動を行います。
こども110番(ひまわり110番)【再掲】	「こども110番」等のシンボルマークを活動協力者宅の玄関などに設置し、児童・生徒の登下校時に身の危険を感じる等の事態が生じた場合、協力者宅に保護を求め、協力者は警察や保護者・学校などへ連絡をし、児童・生徒の安全を確保します。
老人クラブ友愛活動	老人クラブの会員が、地域の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を対象に話し相手等の訪問活動を行います。
成年後見制度利用支援事業【再掲】 【社会福祉協議会】	成年後見制度の利用を促進するため、講演会などを通して制度や申立て手続きの説明、手続きを援助する専門機関の紹介、弁護士等による専門相談などを行います。

※ユニバーサルデザインとは、最初からすべての人にとって使いやすい製品、もの、環境、情報、あるいはそれをめざす考え方です。



☆ ピックアップ 【事例の紹介】

地域のパトロール活動 まちのパトロール隊

地域での犯罪が増加し、「自分のまちは自分で守る」という防犯意識が高まってきたことによって、かなり多くの町会・自治会で地域のパトロール活動が取り組まれるようになってきました。

今では、区内に100以上のパトロール団体があり、地域の安全・安心のため日夜活動をしています。

田端町会

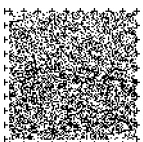


田端町会の皆さん

平成16年に結成された田端町会のパトロール団体「地域を守る会」は、週1回のペースで見回りながら、街路灯や消火栓まで細やかに確認しています。「地域の安全に欠かせないのは、人のふれあいと環境美化」という考えから「ひと声かけよう運動」やごみ拾いまで、多方面から地域の安全に積極的に貢献しています。

メンバーのコメント

「パトロールは犯罪の予防や運動になるほか、自分の住むまちで新しい発見ができるのが良いです」



第5章 計画推進のために

1 地域保健福祉の担い手の役割

本計画に掲げる目標等の実現を図るためには、区民をはじめ、地域保健福祉に関する活動を行っている地域団体、ボランティア団体、NPO、保健福祉事業を営む事業者等、地域に関わる担い手が、それぞれの役割を持ちながら連携を図り、互いに成果を共有しながら、取り組みを推進していくことが必要となります。

また、社会福祉協議会には、区民への総合的支援や福祉コミュニティ※の形成を推進する役割が期待されます。

さらに、区は、本計画の実現に向けた進行管理を行うとともに、個別施策を推進することにより、地域での活動やネットワークづくりへの支援、保健福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくりなどを進めていきます。

それぞれの担い手に期待される役割は次のとおりです。

【 区民 】

区民一人ひとりが保健福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員であることの自覚を持つことが大事です。日常生活において“気づいたこと”を大切にしながら、まず自分にできることを具体的に考え、地域の行事や各種講座等に参加するなど、具体的な行動のための第一歩を踏み出すことが期待されます。

【 町会・自治会などの地縁団体 】

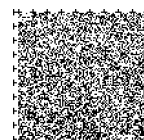
町内会などの地域団体は、一定の地域内の住民で構成される最も身近な組織であり、安心してらせるまちづくりを推進していく原動力となる組織です。団体の会合等を通して、地域の課題に対する住民の関心を高める役割や地域でのつながりを活かした見守りなどの活動の実施、地域内の様々な機関と連携・協力することによるネットワークの構築などの役割が期待されます。

【 ボランティア団体・NPO 】

ボランティア団体・NPOは、主に特定の課題解決のために組織されているため、その独自の専門性を活かし、行政に政策提言を行うことや柔軟性に富んだ活動ができる点を活かし、様々な団体と連携して、地域における支援ネットワークの構築に向けた取り組みを先導する役割が期待されます。

また、関心のある区民をボランティアとして受け入れるなど、区民の意識を高める役割も期待されます。

※福祉コミュニティとは、福祉的支えあいが行われている身近な地域社会のことです。



【 民生委員・児童委員 】

民生委員児童委員は、厚生労働大臣より委嘱を受け、地域において区民の側に立ち、支援を必要とする人への相談・援助など、区民が安心して暮らしていくための支援を行っています。民生委員児童委員は、区民に一番身近な相談者として、様々な保健福祉サービスについての情報を必要な人へ届けたり、必要な支援機関へつなぐ役割が期待されます。

また、地域住民が抱える問題が複雑化し、地域の中で様々な団体、機関が支援のための活動を行う中で、それらと連携しながら活動することが期待されます。

【 保健福祉事業を営む事業者等 】

保健福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、専門的な知識、技術を活かして地域での支援ネットワークに参加するなど、職能を活かした地域貢献が期待されます。

【 企業 】

企業はその規模にかかわらず、「企業市民」としての立場で地域に密着した社会貢献活動を行うことが可能です。

地域の一員として、地域行事への参加や、施設を開放することによる活動の場の提供など、区民や団体との交流の場を広げることが期待されるとともに、こうした活動を通して、企業が蓄積してきた豊富な経験や資源が地域活動に活用されることも期待されます。

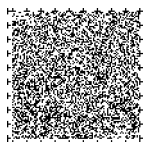
【 学校・幼稚園・保育園・児童館 】

学校・幼稚園・保育園・児童館は区民の身近な地域に設置されている施設であるため、地域と連携しながら学びの機会を広げる取り組みを進めることが期待されます。

地域の一員として、地域行事への参加や施設の地域活動への開放促進を図るとともに、児童・生徒と地域との交流の機会をつくりだすことや、地域と連携したボランティア活動に取り組むことが期待されます。

【 社会福祉協議会 】

営利を目的としない民間組織として、地域福祉の一層の推進のため、中心的役割を担っていくことが責務です。身近な地域での地域住民への総合的支援と、福祉コミュニティの形成を推進する役割を担うとともに、地域住民のニーズを発見し、地域の中で多くのサービスや活動団体が協働する場を調整するなど、地域の力を引き出し、下支える役割が期待されます。



【 本区 】

区は、本計画の基本理念、目標、取り組みの方向等を区民に提示し、その共有を図るとともに、計画の実現を総合的に推進する責務があります。地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力していくとともに、地域住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に努めます。さらに、地域住民が地域福祉へ参加する機会の拡充に努めるとともに、総合的な相談体制や地域福祉の活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを図っていきます。

また、本計画に基づいた地域における保健福祉への取り組みが推進されるよう、必要な事項については、国や東京都へ積極的に働きかけていきます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、区民意向調査等の外部評価も含め、下記の個別計画の進行管理・推進体制の中で、地域保健福祉の観点からのチェックを行っていきます。

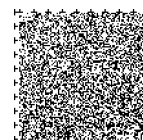
「北区ヘルシータウン21」については、「北区健康づくり推進協議会」において、評価、推進方法について協議するとともに、保健所・福祉保健センターなどの保健行政担当部署が中心になり、地域、学校、職場、団体等の関係者との協働により、具体的取り組みを推進していきます。

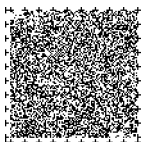
「北区次世代育成支援行動計画」については、「子ども・かがやき戦略推進本部及び幹事会」において、計画の実施状況を把握・点検していきます。

「北区障害者計画」及び「北区障害福祉計画」については、「北区障害者施策推進協議会」において、計画の進捗状況の把握及び評価を行います。また、障害者及び障害者の家族、関係機関及び団体、地域住民と協働して、事業展開と計画推進に努めます。

「北区老人保健福祉計画」については、区民との意見交換等の場や外部評価の手法を検討していくとともに、庁内推進体制を強化します。

「介護保険事業計画」については、「北区介護保険運営協議会」において、各年度における計画の進捗状況の把握、評価を実施し、状況に応じて保険者や事業者及び被保険者である区民に対して、助言・勧告等を行います。



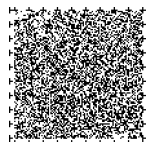


資料編

1. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱
2. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会委員名簿
3. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会検討経過
4. 北区地域保健福祉計画「中間のまとめ」に関するパブリックコメント実施結果

地域の保健福祉に関するシンポジウムのまとめ

北区地域保健福祉計画「取り組みの体系」全体図



1. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱

東京都北区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱

17北福健第1169号
平成18年1月19日区長決裁

(設置目的)

第1条 区民、区、民間事業者等の北区における保健・福祉に関する総合的な施策の指針となる北区地域保健福祉計画を策定するため、東京都北区地域保健福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を検討する。
(1) 計画の策定に関し必要な事項を調査し、検討すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表1のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選出する。
3 副委員長は、委員長が指名する。
4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

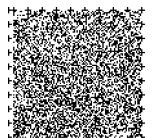
第6条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
3 幹事長は、健康福祉課長をもって充てる。
4 幹事会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉課において処理する。



(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月19日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

付 則 (18北福健第9号助役専決平成18年4月10日)

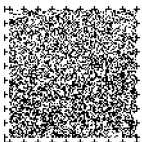
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

学識経験者	2名
医師会代表	1名
町会・自治会代表	1名
民生委員・児童委員代表	1名
障害者団体代表	1名
青少年地区委員会代表	1名
区民代表(公募)	4名
健康福祉部長	
保健所長	
政策経営部長	
子ども家庭部長	
北区社会福祉協議会事務局長	

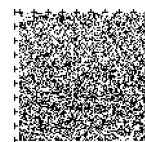
別表2 (第7条関係)

企画課長	
地域振興課長	
健康いきがい課長	
生活福祉課長	
高齢福祉課長	
障害福祉課長	
介護保険課長	
健康福祉部副参事(地域保健担当)	
健康福祉部副参事(介護予防担当)	
健康福祉部副参事(精神保健・難病担当)	
障害者福祉センター所長	
子育て支援課長	
保育課長	
まちづくり部参事(都市計画課長事務取扱)	
住宅課長	
教育委員会事務局庶務課長	
北区社会福祉協議会事務局次長	



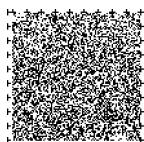
2. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属
有識者	川村 匡由	武蔵野大学大学院教授
	今井 和子	東京成徳大学教授
	竹内 仁	北区医師会
区内関係 団体代表	坂場 正則	北区自治会連合会
	榎本 美知子	北区民生委員・児童委員協議会
	橋本 勝行	障害者団体連合会
	鈴木 将雄	青少年地区委員会
区民代表	厚美 薫	公募
	原沢 康嗣	公募
	川俣 忠之	公募
	丸山 法子	公募
行政	内田 隆	健康福祉部長(平成18年3月31日まで)
	井手 孝一	健康福祉部長(平成18年4月1日から)
	村主 千明	保健所長(平成18年3月31日まで)
	大久保 さつき	保健所長(平成18年4月1日から)
	谷川 勝基	政策経営部長
	田草川 昭夫	子ども家庭部長
社協	平山 道昭	社会福祉協議会事務局長(平成18年3月31日まで)
	小野 哲嗣	社会福祉協議会事務局長(平成18年4月1日から)
事務局	鳥居 貞則	健康福祉部健康福祉課長



3. 北区地域保健福祉計画策定検討委員会検討経過

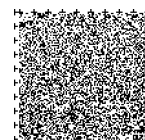
年 月 日	内 容
平成18年2月10日	第1回策定検討委員会 ・地域保健福祉計画の概要について ・個別計画の概要について ・地域保健福祉計画と個別計画の関連について
平成18年8月1日	第2回策定検討委員会 ・保健福祉サービスの現状について ・計画の基本理念と目標について
平成18年9月29日	第3回策定検討委員会 ・計画の基本理念と目標について ・計画の取り組みの体系について ・計画の推進のために
平成18年11月17日	第4回策定検討委員会 ・中間のまとめ(案)について ・計画改定のためのシンポジウムの開催について
平成18年12月19日	第5回策定検討委員会 ・地域の保健福祉に関するシンポジウム
平成19年2月14日	第6回策定検討委員会 ・中間のまとめ(案)に関するパブリックコメントについて ・シンポジウムのまとめについて ・計画原案について



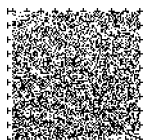
4. 北区地域保健福祉計画「中間のまとめ」に関する パブリックコメント実施結果

- 1 意見提出期間 平成 18 年 12 月 20 日(水)～平成 19 年 1 月 15 日(月)
- 2 意見提出者 提出者人数(区民) 2 名(電子メール 1 名、郵送 1 名)
- 3 意見総数 4 件
- 4 主な意見

	意見の概要	区の考え方
1	地域活動に参加しやすい仕組みづくり、地域で核となる人材の育成やネットワークの形成など、地域コミュニティの再生に向けた取り組みを進めてほしい。	各個別計画に基づき、今後、地域活動が生み出されるきっかけづくりや人材の育成、連携やネットワークの構築のために、区及び地域において、様々な取り組みをいたします。
2	<p>少子高齢化や都市化が進み、人と人とのつながりが薄れ、地域における扶助機能の低下が年々加速しているように感じます。区民の生活課題も多様化してきている中で、行政の役割にも変化が求められているのではないのでしょうか。</p> <p>また、地域における助けあいの重要性を認識しながらも、昔のような密接な近所づきあいというよりは、ゆるやかでさりげない「つながり」が重要なのではないのでしょうか。</p>	<p>ライフスタイルの多様化やプライバシー等に配慮しつつも、地域の中で孤立することなく、見守り、見守られながら、必要な時に助けあいが無理なく行われるような地域社会づくりに取り組んでまいります。</p> <p>そのために、従来からの地縁による支えあいのほかに、NPO やボランティア、コミュニティビジネスによる支援、インターネットを使った情報の提供や共有などにより、新たな都市型の地域活動の実践について、力を入れてまいります。</p>
3	地域におけるささえあい活動を活性化していくため、編み物、手芸、絵、手紙等の区民ボランティアの募集・派遣に力をいれてもらいたい。	NPO・ボランティアぷらぎでボランティアに関する幅広い事業を展開しております。広報誌の「ぷらぎ通信」にはボランティア募集の記事も掲載することができますのでご活用ください。



4	<p>地域におけるささえあい活動等への行政担当者による出前講座の充実に力をいれてもらいたい。行政側から提示された各種課題の中から、自由に選択し、依頼できるような仕組みにしてもらいたい。広い会場で、一方的に説明するような形ではなく、行政側にとっても身近に区民の意見が聞けるチャンスであり、区民とコミュニケーションを図れる貴重な場になると思います。</p>	<p>身近に区民とコミュニケーションを図ることができる出前講座（職員派遣）につきましては、重要なものと考えております。さらなる充実を図り、より幅広く親しみやすいものとするよう努力いたしますので、今後ともご活用ください。</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



「地域の保健福祉に関するシンポジウム」

“たすけあい・ささえあい・しあわせに” ～たかめよう！地域の福祉力～

平成18年12月19日(火)午後7時から、北とぴあつつじホールにおいて、地域の保健福祉に関するシンポジウムを開催しました。

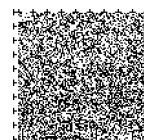


このシンポジウムは、「たかめよう！地域の福祉力」をテーマにし、区民、事業者、関係団体等の方とともに地域の福祉力をたかめるための方策について考え、ご意見をいただき、改定中の地域保健福祉計画に反映させるため北区地域保健福祉計画策定検討委員会が北区社会福祉協議会と共催で開催したものです。

会場には健康づくりグループや地域ささえあい活動団体に参加している区民、民生委員など約180人が集まりました。

当日のプログラム

- | | |
|-------|----------------|
| 19:00 | 開会・挨拶 |
| 19:05 | シンポジストの発言と意見交換 |
| 20:00 | 来場者との質疑応答 |
| 20:30 | 補足説明とまとめ |
| 20:55 | 閉会・挨拶 |

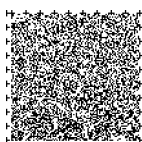


コーディネーター	川村 匡由（武蔵野大学教授）
シンポジスト	竹腰 里子（北区社会福祉協議会会長）
	川俣 忠之（健康づくりグループ代表）
	水谷 裕子（地域ささえあい活動団体代表）
	豊原 きよみ（子ども支援グループ代表）

コーディネーターに武蔵野大学教授の川村匡由氏、シンポジストに北区社会福祉協議会会長の竹腰里子氏、健康づくりグループ代表の川俣忠之氏、地域ささえあい活動団体代表の水谷裕子氏、子ども支援グループ代表の豊原きよみ氏の4名を迎え、それぞれの団体の活動内容や役割、活動をしていくうえでの課題等について発言していただき、来場者も交えた意見交換を行いました。

主な発言内容

- 川 俣** 健康づくりグループの活動内容等を紹介しながら、福祉に頼ることにならないための健康づくり・体力づくりの重要性を訴えました。また、使用済み切手の収集が車いすの管理や修繕といった福祉につながることや530（ごみゼロ）運動など、ご自身の地域での取り組みを紹介して、気軽にできる福祉ボランティアやコミュニケーションの重要性について語りました。
- 水 谷** ご自身が中心になって立ち上げた地域ささえあい活動団体「そばの花」について、地域で活動を知ってもらうために苦勞している点や社会福祉協議会や行政、地域のボランティアと連携し、工夫している点などを中心に活動内容の紹介がありました。また、今年初めて開催された「ささえあいフェスタ」についてふれ、活動団体間の交流やネットワークの重要性について語りました。
- 豊 原** ご自身の子ども支援活動について紹介していく中で、子育てがしやすいまちにしていくための3つのC（親子間のコミュニケーション・子ども同士のコミュニケーション・地域とつながるコミュニケーション）の重要性を訴えるとともに、活動を続けていくうえでの問題点等についてふれ、活動場所の提供や助成金等についての行政のバックアップの必要性を訴えました。
- 竹 腰** 北区社会福祉協議会の会長の立場から社協の地域福祉活動計画の内容と代表的な取り組みである「おちやのご祭祭」について紹介していく中で、いろいろな分野の団体間の交流やネットワーク、信頼関係の重要性を訴えました。また、地域ささえあい活動の重要性についてもふれ、まちづくりの主役である住民と社協が一緒になってやっていくことを訴えました。



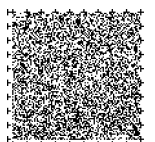


続いてシンポジスト間の意見交換や補足説明、来場者との質疑応答が行われました。それぞれの活動経験等に基づき、様々な意見が交わされました。

主な議論の内容

- ボランティア活動について活発な議論が交わされ、無償のボランティア活動は難しくなっているという点で意見が一致し、NPO やコミュニティビジネス等の新たな展開に話が及びました。
- 活動していくうえでの予算と場所の確保にかなり苦しんでいるという点で意見が一致し、特に活動場所については活発な議論が交わされ、行政の適切な支援を求める声が数多く寄せられました。そのような中で、コーディネーターの川村氏からは、空いている店舗の活用や企業の施設の活用など民間資源の活用を考えていくという新たな提案がありました。
- 社協の竹腰会長からは、現在67の地域ささえあい活動団体を176の町会単位（平成19年1月現在）にまで拡大し、町会を単位とした小地域福祉活動を展開していきたいとの提案があり、町会や民生委員に対する協力要請がありました。
- 地域の保健福祉活動の担い手となっているボランティアの高齢化が進み、不足してきている状況の中で、後継者・担い手を育成していくことが重要であるという点で意見が一致しました。そのような中で、2007年問題といわれ、今後、大量退職を迎えていく団塊の世代の活躍を期待する声があがりました。

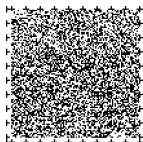
多くの意見が交わされましたが、最後にシンポジウムのまとめとして、下記の点で参加者の合意が得られ、閉会となりました。



「地域の福祉力をたかめていくためには、地域の保健福祉の主役である区民が知恵を絞って、できるところから無理なく始めることが重要であり、行政及び社協は一緒になって考え、適切にそれをサポートしていく必要がある。」

北区ではこのシンポジウムでいただいた貴重な意見やパブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえて、北区ならではの地域保健福祉計画を策定していく予定です。

なお、このシンポジウムの議事録全文は北区ホームページで公開しております。



北区地域保健福祉計画「取り組みの体系」全体図

取り組みの方向	施策の展開	地域での取り組み
①区民の主体的参加による健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○33万人健康づくり大作戦(元気で輪っしょい！健康フェスティバル、「北区さくら体操」の普及) ○血液さらさら・元気いきいき事業(筋力アップ体操教室、水中運動教室) ○健康はつらつパワーアップ事業(元気アップマシントレーニング教室、おたっしや筋力アップ体操教室、お口のかむかむ教室、おたっしや栄養教室、脳の健康教室等) ○北区健康づくり応援団事業 ○健康づくり推進店普及事業 ○楽しく食べよう！食育推進事業 ○健康診査 ○がん検診 ○骨粗しょう症検診 ○歯周疾患健診 ○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着の推進 ○各種スポーツ講座・教室 ○総合型地域スポーツクラブの育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりグループの活動 ウオーキング、体操等、水中運動、気功・太極拳等、運動全般、栄養、その他健康づくり
②地域内での情報の提供と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○北区ニュース・ホームページ等による情報の提供 ○地域包括支援センターの整備 ○バリアフリーガイドの発行 ○NPO・ボランティア活動の支援 ○福祉サービス第三者評価の推進 ○コミュニケーション支援事業の実施・充実 ○保育園地域活動事業(情報・体験の共有) ○介護保険事業者マップ・ガイドブックの作成 ○子育てマップ・ガイドブックの作成 ○子育て支援情報の配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティアぶらざ通信の発行 ○北社協広報紙「きたふくし」の発行 ○地域ささえあい活動ハンドブックの発行 ○地域活動団体広報誌の発行 ○子育て情報誌の発行 ○地域ささえあい新聞の発行
③地域福祉に関連する人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○北区健康づくり応援団事業(健康づくりグループ及びリーダーの育成・支援) ○北区楽しい食の推進員の養成事業 ○北区さくら体操指導員の養成事業 ○ケアマネジャーの育成支援 ○大学との協働による子育て支援の「担い手」の育成検討 ○協働の担い手の育成支援 ○シニア元気塾事業 ○手話講習会の開催 ○教育ボランティア活動推進事業(校庭開放事業を含む) ○認知症サポーター講習会 ○スポーツの担い手育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア入門講座 ○夏！体験ボランティア ○友愛サポートスタッフ養成研修 ○介護予防体操サポーター養成研修 ○成年後見サポート ○地域ささえあい講座 ○NPO・ボランティアカレッジ
④地域における交流・支えあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員活動 ○地域ささえあい団体の活動支援 ○高齢者ふれあい会食事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○子育て応援団事業 ○環境衛生協会の活動支援 ○会食・配食サービス実施団体サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ささえあい活動 親子ふれあい・仲間づくり、育脳寺子屋、子育て支援、ふれあい入浴会、会食・交流会、親子支援、点訳・朗読ボランティア活動、配食・食事会、お話し・交流会、手話サークル活動、地域活性化・学習会、地域コミュニケーション、高齢者コミュニケーション、リハビリ関係 ○地域ささえあい活動団体助成 ○障がい児者の自立生活推進活動 ○歳末たすけあい募金助成事業
⑤地域内での連携・ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○おたがいさまネットワーク推進事業 ○障害者就労支援連絡会 ○児童館母親サークル事業 ○子育てサークルネットワーク推進事業 ○児童虐待防止ネットワーク事業 ○北区安全・安心ネットワーク事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てネットワーク(子育てサークルネットワーク事業) ○子ども110番(ひまわり110番) ○企業市民による施設の開放、お祭りの山車・神輿を担ぐ子どもたちの接待(お菓子の寄付) ○おちやのご祭祭 ○ささえあいフェスタ ○成年後見制度地域ネットワークの活用 ○障害者団体連合会
⑥地域活動が生まれるきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動支援 ○福祉施設の地域開放 ○シルバー人材センター活動支援 ○コミュニティビジネス支援 ○シニア元気塾事業【再掲】 ○起業家支援事業の拡充 ○遊休施設の活用検討 ○保育園地域活動事業(交流の場の提供) ○高齢者参画による世代間交流 ○教育ボランティア活動推進事業(校庭開放事業を含む)【再掲】 ○ことぶき大学 ○(仮称)北区協働推進基金の創設 ○(仮称)協働事業提案制度の創設・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ささえあい活動【再掲】 ○ママパパ学級・らくらく出産コース(子育て仲間づくり) ○青少年地区委員会活動 ○ハンディキャブ運行事業
⑦サービスの充実と総合化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの整備【再掲】 ○認知症高齢者への総合支援事業 ○住宅改修アドバイザー派遣事業 ○地域生活支援事業の実施・充実 ○自立生活支援室の運営 ○地域活動支援センターの整備 ○家事援助サービス支援 ○ショートステイ事業(高齢・障害・子育て)の充実 ○地域育て合い事業の実施 ○就学前教育保育の充実 ○産前産後支援・育児支援ヘルパー事業 ○(仮称)ティーンエイジ・ドリーム構想の策定 ○発達障害児への総合支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ささえあい活動 ミニデイホーム、会食・ミニデイ、配食・会食会、学習会、訪問美容 ○友愛ホームサービス(有償在宅サービス) ○地域における自立支援事業(デイホーム) ○車いす貸出事業 ○ハンディキャブ運行事業【再掲】
⑧サービスの利用を支援する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス第三者評価の推進【再掲】 ○サービス事業者の情報提供 ○自立生活支援室の運営【再掲】 ○地域活動支援センターの整備【再掲】 ○介護保険事業者マップ・ガイドブックの作成【再掲】 ○子育てマップ・ガイドブックの作成【再掲】 ○成年後見制度利用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する情報提供・交流を目的としたメルマガの発行 ○福祉サービス利用援助事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○権利擁護センターの出張説明会
⑨地域で安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護センター「あんしん北」の運営 ○おたがいさまネットワーク推進事業【再掲】 ○高齢者虐待防止の推進 ○認知症高齢者への総合支援事業【再掲】 ○緊急通報システム ○災害時要援護者防災行動マニュアル・災害時要援護者登録名簿の作成 ○防災カード・通報用具の支給 ○消費生活相談 ○一人暮らし高齢者定期訪問 ○成年後見制度利用支援【再掲】 ○駅周辺バリアフリー化整備事業 ○ユニバーサルデザインの普及 ○介護保険施設の基盤整備 ○北区安全・安心ネットワーク事業【再掲】 ○地域ふれあいパトロール事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の運営 ○防災ボランティア ○まちのパトロール隊 ○こども安全ボランティア ○こども110番(ひまわり110番)【再掲】 ○老人クラブ友愛活動 ○成年後見制度利用支援事業【再掲】

北区地域保健福祉計画(平成19年度～平成28年度)

平成19年(2007年)3月発行

刊行物登録番号

18-1-123

発 行 北区 健康福祉部 健康福祉課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電 話 03(3908)9049 (ダイヤルイン)



古紙配合率100%再生紙を使用しています

